

平成 27 年

第 4 回定例輪之内町議会会議録

平成 27 年 12 月 4 日 開会

平成 27 年 12 月 11 日 閉会

輪之内町議会

第4回定例輪之内町議会会議録目次

12月4日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
議案上程	3
町長提案説明	3
議第55号(提案説明・質疑・討論・採決)	8
議第56号(提案説明・質疑・委員会付託)	11
議第57号(提案説明・質疑・委員会付託)	19
議第58号(提案説明・質疑・委員会付託)	21
議第59号(提案説明・質疑・委員会付託)	23
議第60号(提案説明・質疑・委員会付託)	27
議第61号(提案説明・質疑・討論・採決)	29
議第62号(提案説明・質疑・討論・採決)	38
議第63号(提案説明・質疑・委員会付託)	40
議第64号(提案説明・質疑・討論・採決)	42
請願第5号(提案説明・委員会付託)	44
散会	45

12月11日

議事日程	47
本日の会議に付した事件	47
出席議員	47
欠席議員	47
説明のため出席した者	48
職務のため出席した事務局職員	48

開議	49
諸般の報告	49
一般質問	49
2番 古田東一議員	49
1番 上野賢二議員	55
9番 森島正司議員	59
3番 浅野常夫議員	67
6番 田中政治議員	70
8番 森島光明議員	80
議第56号から議第60号まで及び議第63号並びに請願第5号 (委員長報告・質疑・討論・採決)	83
発議第5号(趣旨説明・質疑・討論・採決)	97
閉会	102
会議録署名議員	103

平成27年12月 4 日開会 第4回定例輪之内町議会

第1号会議録 第1日目

平成27年12月 4 日

○議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案上程

日程第5 町長提案説明

日程第6 議 第 55 号 専決処分の承認について
輪之内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

日程第7 議 第 56 号 平成27年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）

日程第8 議 第 57 号 平成27年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第9 議 第 58 号 平成27年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第10 議 第 59 号 輪之内町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

日程第11 議 第 60 号 輪之内町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

日程第12 議 第 61 号 輪之内町税条例等の一部を改正する条例について

日程第13 議 第 62 号 輪之内町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第14 議 第 63 号 輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第15 議 第 64 号 輪之内町下水道条例の一部を改正する条例について

日程第16 請願第5号 「T P P 協定交渉大筋合意に関する国への意見書」の提出を求める請願

○本日の会議に付した事件

日程第1 から日程第16までの各事件

○出席議員（9名）

1 番	上 野 賢 二	2 番	古 田 東 一
3 番	浅 野 常 夫	4 番	高 橋 愛 子

5番	小寺 強	6番	田中 政治
7番	北島 登	8番	森島 光明
9番	森島 正司		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木野 隆之	参事兼 住民課長	岩津 英雄
会計管理者兼 税務課長	田中 実	教育参事	松井 均
調整監兼 総務課長	兒玉 隆	危機管理課長	森島 秀彦
経営戦略課長	荒川 浩	福祉課長	田中 久晴
産業課長	中島 智	建設課長	高橋 博美

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	足利 恵信	議会事務局	西脇 愛美
--------	-------	-------	-------

(午前8時59分 開会)

○議長（高橋愛子君）

ただいまの出席議員は9名で、全員出席でありますので、平成27年第4回定例輪之内町議会第1日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（高橋愛子君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、輪之内町議会会議規則第125条の規定により議長において、6番 田中政治君、9番 森島正司君を指名します。

○議長（高橋愛子君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から12月11日までの8日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

よって、この定例会の会期は本日から12月11日までの8日間とすることに決定しました。

○議長（高橋愛子君）

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2の規定によって、監査委員から平成27年度8月分、9月分、10月分に関する出納検査結果報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（高橋愛子君）

日程第4、議案上程。

議案は、お手元に配付のとおりです。

○議長（高橋愛子君）

日程第5、町長提案説明。

本日の上程議案について、町長から説明を求めます。

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

おはようございます。

本日、ここに平成27年第4回の輪之内町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、御多用の中を議会に御出席賜り、誠にありがとうございます。

早いもので、平成27年も師走に入っただけです。これから寒さも日ごとに厳しくなっただけです。私ども職員も健康に留意しながら、事務を滞りなく進めてまいりまいる所存でございます。

さて、世界に目を向ければ、全世界に衝撃を与えたイスラム教スンニ派過激組織 I S によるパリ同時多発テロ事件の余波がいまだに影響を与えております。来年には伊勢志摩サミット、2020年には東京オリンピックを控えた日本としても、テロに対して決して無関心ではおられません。民族の対立、そして宗教の対立は、人類の歴史の中で何度も繰り返される出来事ではありますが、同じ人間であることを認識し、争いのない世界の実現を望む人が大多数であると思います。紛争のない社会というのは、もしかしたら永遠の課題なのかもしれません。しかし、その達成に向けての努力をすることこそ、人間らしく生きることそのものだと考えております。

また、数年来の懸案でありました T P P 交渉の大筋の合意がなされました。T P P というのは、御案内のとおり、高い水準の自由化と高度なルールを世界の G D P の約 4 割を占める 12 カ国で約束するという、ある意味「21 世紀のメガ F T A」とも言うべきものであります。その実現への第一段階がようやくクリアをいたしました。

T P P の大筋合意の全体像については、各国政府も公表しておりますが、具体的な内容は不明な点が多いのが現状であります。T P P といえば、特に日本では農産物の関税の引き下げ等に注目が集まっておりますが、T P P の対象は、物、サービス、投資、政府調達における高い水準の自由化と、知的財産、国有企業、電子商取引等の広範な分野での高度なルールを約束するものであります。今後、各国における国内手続等の進捗に注視していくことが必要だと考えております。

一方、国内に目を転じれば、旭化成建材のくい打ちデータの改ざん問題がクローズアップされ、国民の安全・安心に与えた影響は大でありました。また、この問題は、旭化成建材のみならず、コンクリートパイル建設技術協会の 11 月 27 日発表では、新たに 6 社でデータの流用があったということでもあります。くい打ち業界に疑心暗鬼を生ずるものであります。町においても工事の施行監理に万全を期さなくてはならないと改めて感じております。

国政においては、税・社会保障制度のインフラとされる個人番号、いわゆるマイナンバー制度が導入され、現在、マイナンバーが全国民に通知をされておるところでありま

す。そして、平成28年1月からはその利用が始まろうとしております。また、地方創生、1億総活躍社会の実現等々、矢継ぎ早に政府から方針が打ち出され、ある意味日本は、今、大きな変革期を迎えております。

例年であれば開催される臨時国会は、年内の開催が見送られ、通常国会の開催時期を例年より早め、平成28年1月4日とするとの報道もなされております。この通常国会では、平成27年度の補正予算の審議も予定されており、その補正予算で何が盛り込まれるのか注目されるところであります。

安倍首相は、1億総活躍社会の実現に向けた緊急対策に関し、補正予算の編成を検討する意向を示しており、石破地方創生大臣は、地方創生の自治体向け新型交付金の積み増しも補正予算の対象になると言及しており、先ごろの報道では、最大1,000億円規模の地方創生加速化交付金も計上されるようであります。

このように国政は目まぐるしく変化をしており、そのスピードに負けないように対応する力が市町村に求められております。常に柔軟な対応ができるようにアンテナを高くしておかなければならないと、気を引き締めるところでございます。

それでは、本日提出させていただきます議案について御説明をいたします。

提出議案の内訳は、専決処分の承認が1件、補正予算が3件、条例6件の合計10件でございます。

議案の概要を順次御説明申し上げます。

議第55号 専決処分の承認につきましては、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律により共済年金が厚生年金に統合されることに関連し、輪之内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を平成27年9月30日に専決処分したので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

続きまして、補正予算でございます。

議第56号 平成27年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億178万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億1,796万4,000円と定めるものであります。

今回の補正予算は、地方創生先行型交付金1,000万円が平成27年11月2日に内示されたことに伴い、関連する事業費の補正と、小・中学校の屋内運動場のつり天井等対策事業が今年度の学校施設環境改善交付金の対象事業に採択されたことによる工事費等の補正を主な内容としております。

地方創生先行型交付金の対象事業としては、総務費において、インナービューティー&農業コラボ事業実行委員会補助金として252万3,000円を計上いたしました。昨今、食の安全がクローズアップされている中、若い女性の間ではインナービューティーダイエットが注目を集めております。インナービューティーダイエットというのは、幸福感に満ちた美しい自分自身になるために体の内側から整える継続可能な食事方法で、具体的

には、季節に応じた旬の食材、全粒の栄養素が活かされた食材、発酵の過程を経た伝統的調味料等を摂取し、消化・吸収を担う腸を整えることを推奨するものであります。こうしたニーズを踏まえて、当町の農家の増収を目的として事業を展開する実行委員会に対して補助金を支出し、付加価値の高い無農薬野菜等の生産、流通を図ろうとするものであります。

同じく総務費において、徳川将軍家御膳米及び御膳酒のPR用アニメの制作費として129万6,000円を計上いたしました。

また、農業費においては、徳川将軍家御膳米の販路拡大の一環として、米菓子に加工し販売する事業を町内で展開するための支援事業費として147万円を計上いたしました。輪之内町の面積の大部分は農地であります。この広大な農地を活用し、継続して取り組める、いわゆる仕事としての農業の振興を図りたいと考えております。

さらに、地方創生には観光も重要であると考え、商工費においては、福束城の丸毛氏を題材とした御当地歴史アニメを作成し、輪之内町の歴史を発信するとともに、観光アプリを作成する事業費として580万7,000円を計上いたしました。これにより輪之内町が典型的な輪中地帯であることや、町内の史跡をPRし、観光誘客を図ってまいります。

小・中学校の学校施設環境改善交付金事業としては、教育費の小学校費において屋内運動場天井等耐震点検委託料として419万1,000円、工事請負費として1億600万6,000円、中学校費において工事請負費を6,749万円計上いたしました。小・中学校の授業中につり天井等が落下すれば、児童・生徒の安全が脅かされるのは言うまでもありませんし、御承知のとおり、小・中学校の屋内運動場は、災害時に一定期間滞在する避難所として指定をしております。地震災害の場合に、本震の揺れ、また余震の揺れによりつり天井等が落下しては避難所としての機能を失ってしまいます。補助金採択されたこの機会を逃さず、早期の対策を実施したいと考えております。

他の歳出予算の補正としては、マイナンバー制度に関連し、中間サーバー整備費等の負担金439万6,000円を総務費に、安八郡広域連合がマイナンバー制度に対応するための経費の負担金として147万2,000円を民生費に計上したほか、総務費に臨時職員に係る経費、選挙制度の改革に伴うシステム改修経費等を計上いたしました。

なお、今回の補正予算は、地方交付税の増額、学校施設環境改善交付金、地方創生先行型交付金、番号制度関連の国庫補助金や、小・中学校の屋内運動場のつり天井等対策事業で発行する全国防災事業債の借入れ等をもってその財源とするものであります。

以上で、議第56号 平成27年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

続きまして、議第57号 平成27年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

国保会計の補正予算（第2号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

9,290万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億2,690万3,000円と定めるものであります。

今年度の一般被保険者の医療費は、現在のところ、当初予算で想定した額を上回るペースで推移をしております。医療費は年度によって変動するものであり、1年間の医療費をあらかじめ正確に見通すことは極めて困難と言えます。したがって、年度末までに予算の不足を生じる見込みとなりましたので、歳出の保険給付費のうち、一般被保険者療養給付費を6,762万8,000円、一般被保険者高額療養費を1,607万1,000円増額補正するものであります。

また、平成26年度の療養給付費や特定健康診査等の実績報告に基づき、国庫支出金等を精算返還する必要が生じたので、諸支出金の償還金を920万5,000円増額補正するものであります。

なお、これら歳出補正予算は、国庫支出金の療養給付費負担金、国庫及び県の財政調整交付金及び繰越金を財源とするほか、国民健康保険基金の取り崩しによる基金繰入金を充てることとしております。

次に、議第58号 平成27年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ219万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4,019万2,000円と定めるものであります。

下水道の浄化センターには、流入水や放流水の量や水質を自動分析し、その記録や異常通報を行うインテリジェントプリンターという装置がございますが、この分析装置のモニターが故障し、記録等にふぐあいが生じておりますので、これを修繕すべく歳出の公共下水道費に191万1,000円を計上いたしております。また、浄化センターで使用する汚泥の凝集剤が不足してまいりましたので、当該薬品代として28万1,000円を増額するものであります。

以上で、補正予算3件の御説明を終わります。

続きまして、条例の提案理由を説明させていただきます。

議第59号 輪之内町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について御説明をいたします。御承知のとおり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行に伴い、平成28年1月より個人番号の利用が可能となります。番号法に定められた事務は、当然に個人番号を利用して事務を行うことができますが、法律に定めのない事務で町独自で個人番号を利用して事務を行う場合、また町の同一機関内で特定個人情報の授受を行う庁内連携については条例で定めることとされているため、新たに条例を制定しようとするものであります。

なお、現在のところ、個人番号を町で独自利用しようとする事務は、福祉医療費の助成事務としております。

議第60号 輪之内町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について御説明いたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に基づく特別職の教育長は、法律上職務に専念する義務が明記をされております。このことから、教育長の勤務条件及び職務専念義務の特例に関して条例を制定することが必要であるため、再度提出をさせていただくものであります。

議第61号 輪之内町税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法の改正に伴い、納税者の申請による換価の猶予制度が創設されたこと等により、猶予に係る担保の徴収基準など、一定の事項について条例で定めることを主な内容としております。

議第62号 輪之内町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が平成27年10月1日に施行されたことに伴い、地方公務員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令ほか関係政令が平成27年9月30日付で公布されたことにより、これら政令の改正内容を反映した条例改正が必要となったことにより改正をするものであります。

議第63号 輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、厚生労働省において省令の改正が行われ、児童福祉施設最低基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されております。町の条例は国の基準を参酌して定めておりますので、省令の改正内容と同様に条例を改正するものであります。

議第64号 輪之内町下水道条例の一部を改正する条例につきましては、下水道法施行令の一部改正により下水についての排水基準が強化され、特定施設を設置する工場または事業場から公共下水道に排除することができる水質の基準の一部を改正するものであります。

以上で、本議会提出議案の説明を終了させていただきます。よろしく御審議の上、適切な御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（高橋愛子君）

日程第6、議第55号 専決処分の承認について、輪之内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

危機管理課長から議案説明を求めます。

森島秀彦君。

○危機管理課長（森島秀彦君）

議案書1ページをごらんください。

議第55号 専決処分の承認について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の

規定により、平成27年9月30日次のとおり専決処分したので、報告し、承認を求めるものとする。平成27年12月4日提出、輪之内町長。

2ページ目をごらんください。専決処分書でございます。平成27年9月30日、専決処分を行いました。

続きまして、3ページから11ページが輪之内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例となっております。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が平成27年10月1日に施行され、共済年金が厚生年金に統合されることに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令を改正する政令が平成27年9月30日に公布され、平成27年10月1日に施行されることにより、これに対応するため、輪之内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を平成27年9月30日に専決処分しましたので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

条例の改正に関する新旧対照表にて説明させていただきます。

1ページをごらんください。

1ページから16ページまでたくさんありますが、附則第5条第1項から第6項までの改正でございます。この附則第5条第1項から第6項においては、年金たる損害補償、傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金の3種類及び給与補償について、当該損害補償の受給権者が同一の事由により、厚生年金等他の法令による障害年金、遺族年金等の社会保障の給付を受ける場合には、重複の調整、併給調整を行うことと規定しております。

一元化の施行により、共済年金が厚生年金に統合され、旧共済組合員期間を有する施行日以後に新規裁定される場合は、原則として国民年金が支給されることとなることに伴い、必要な改正を行うものでございます。

主な改正事項として、第1に、一元化では国家公務員共済組合期間、地方公務員共済組合期間に追加費用対象期間が含まれる者については、一元化法附則第41条及び第63条により、一元化法の施行日以後に新規に年金給付を裁定する場合は、国民年金において当該年金を厚生年金として取り扱う改正でございます。附則第5条第1項、第2項、第5項において、当該年金を厚生年金として取り扱うことに改正しております。

第2点目としまして、一元化法の施行に伴う、地方公務員災害施行令の一部の改正に鑑み、附則第5条第1項、第2項及び第3項において特殊公務災害を除く災害については現行の調整率から変更はありませんが、特殊公務災害加算部分がもとと同じようになるように、特殊公務災害に係る年金たる損害補償について、従来と異なる調整率を用いることに改正しております。

警察官や消防士など高度の危険が予想される状態で職務に従事する地方公務員が公務中に災害を受ける場合の災害を特殊公務災害といたしますが、これは傷病補償年金や遺族

補償などが加算される制度でございます。この特殊公務災害に係る加算部分については、一元化法の施行に伴う、改正後の地方公務員災害補償法が適用される消防吏員と同様、消防団員についても減額対象とならないように、従来の調整率と異なる調整率、特殊公務災害加算分を割り戻した調整率を用いております。

2 ページの改正案中の表の左欄の2をごらんください。括弧書きで「第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る」と設けておりまして、ここにおきまして新しい調整率を設けております。

3 ページの4、4 ページの6 も同じでございます。

その他は、語句の整備や形式による整備を行っております。

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

また、経過措置としまして、この条例による改正後の輪之内町消防団員等公務災害補償条例附則第5条の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた年金たる損害補償及び休業補償並びに施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る年金たる損害補償について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る年金たる損害補償及び施行日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例によるを設けております。

簡単ではございますが、これで説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（高橋愛子君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今、朗読説明されましたけれども、なかなか聞いておるだけでわからない、それから読んでもなかなか内容まで深く理解することができないわけですがけれども、要は今回の改正によって受け取る災害補償は変化があるのかないのか。従来と比べて、この補償の金額というのが変化があるかないかということを具体的に教えていただきたいと思ひます。

○議長（高橋愛子君）

危機管理課長 森島秀彦君。

○危機管理課長（森島秀彦君）

今回の改正によって災害によって支給される給付が変化があるかないかという御質問だと思いますが、変化がないように、従前と同じようにするためにこの改正を設けてお

りまして、調整率を行っております。

○9番（森島正司君）

変化はないということ。

○危機管理課長（森島秀彦君）

従前と同じように支給できるように条例を改正しております。この条例の改正がないと支給が減りますので、従前と同じようにするために、この条例で改正して、調整率を2番、4番、6番ということで新たに設けております。

○議長（高橋愛子君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

これで質疑を終わります。

これから議第55号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第55号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第55号 専決処分の承認について、輪之内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋愛子君）

日程第7、議第56号 平成27年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

経営戦略課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○経営戦略課長（荒川 浩君）

それでは、議第56号、一般会計補正予算について御説明申し上げます。

お手元に配付の議案12ページをお開きください。

議第56号 平成27年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）。平成27年度輪之内町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億178万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億1,796万4,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。平成27年12月4日提出、岐阜県安八郡輪之内町長。

13ページから15ページの第1表は、先ほどの第1条にございました今回の補正額を款項別にまとめたものでございます。

16ページをごらんください。

第2表、地方債補正につきましては、後ほど説明いたしますが、教育費の小・中学校屋内運動場天井落下対策事業が国庫補助金の対象になるとの内示を受けまして、その補助裏債として全国防災事業債を発行すべく、1億1,500万円を補正額として計上するものでございます。

それでは、別添の事項別明細書により説明させていただきます。事項別明細書をごらんください。

さきに歳出の補正予算について御説明を申し上げます。

7ページをお開きください。

款1. 項1. 目1の議会費の14万1,000円は、輪之内町議会だよりの発行ページ数の増加により印刷製本費の不足が見込まれることから、不足相当額を計上するものでございます。

続いて、8ページをごらんください。款2. 項1. 目1の一般管理費の292万4,000円は、育児休業に入る職員の代替職員を雇用するために必要な社会保険料及び賃金を追加するものでございます。

次に、目2の人事管理費の29万2,000円につきましては、10月1日付で職員が昇格したことに伴い、管理職手当が不足するため、相当分を追加するものでございます。

次に、目9の企画費の381万9,000円につきましては、去る11月2日に地方創生先行型交付金（タイプⅡ）の交付金内示、同月10日に交付決定、これは国からの交付金で総額ベースで1,000万円でございますが、その決定を受け、輪之内町まち・ひと・しごと総合戦略に掲げる2つの事業を実施するために必要な経費を計上するものでございます。

まず1つ目、節13. 委託料の129万6,000円は、徳川将軍家御膳米、御膳酒PR用アニメ制作事業で、当町の特産品である徳川将軍家御膳米が江戸時代に美濃米として幕府御用達の米であった史実に基づき、当町のキャラクターである、かわばたくんファミリー

を主人公にアニメを制作して、御膳米を原材料として醸造する御膳酒を広くPRし、ブランド化を目指すことを目的として制作するものでございます。

2つ目、節19. 負担金、補助及び交付金のインナービューティー&農業コラボ事業実行委員会への補助金252万3,000円は、現在、食の安全がクローズアップされる中、若い女性の間ではインナービューティーダイエットというのが注目を集めております。このインナービューティーダイエットを主催しているのは、2013年4月に設立された一般財団法人 日本インナービューティーダイエット協会理事長 木下あおい氏で、同氏は管理栄養士の資格もお持ちでございます。この協会のコンセプトは、体重の数値に左右されるダイエットではなく、季節に応じた旬の食材や栄養素が生きた食材を摂取するなど、食事の質を整えることにより腸が活性化し、健康になることで心を安心させ、美肌をつくり、ダイエットを促進させていくという継続可能な方法で行うものとして全国展開をされており、テレビ、雑誌でも多く取り上げられております。また、東京、大阪、名古屋、福岡などでオーガニック野菜を食材とした料理教室が開催されており、協会会員数は2,000人以上という協会でございます。

今回、当町が地方創生事業の一環である地方創生アイデア募集事業において、当協会から輪之内町の農業とコラボレーションする提案がありました。その概要としては、輪之内町産のオーガニック野菜を食材にして各種料理教室等を開催する、そうすることによって輪之内町産の野菜を付加価値の高い無農薬野菜としてPR、ブランド化を目指したらどうか、ひいては農家の所得増につながる事業を展開してはどうかとの提案内容でございます。そして、当町にコラボレーション、協力してもらいたい内容としては、オーガニック野菜を栽培してもらえる農家の方々を募ってもらい、野菜を提供してもらい、それを買上げるといったものでございました。

そこで、当町といたしましても、この事業を支援する一策として、野菜を栽培してもらえる農家の方々を募って、その方々に実行委員会組織を立ち上げていただき、オーガニック野菜の栽培に必要な諸材料、資材等について補助すべく、補助金252万3,000円を計上するものでございます。

続いて、目11の電子計算費439万6,000円につきましては、社会保障・税番号制度の導入に伴い、国の機関である地方公共団体情報システム機構が当町の総合行政システムと国の情報提供ネットワークシステムとの情報の授受を仲介する役割を担う中間サーバーを全国に2カ所設置する費用を計上するものでございます。なお、この財源といたしましては、財源内訳にお示ししておりますように、全額国庫支出金が充当されます。

次に、9ページをごらんください。款2. 項3. 目1の戸籍住民基本台帳費の64万3,000円につきましては、個人番号カードを翌年の1月から交付いたしますが、窓口が混雑することが予測されるため、新たに臨時職員を雇用し、対応するために費用を計上するものでございます。なお、この社会保障・税番号制度に係る追加費用についても、財源内

訳にお示しするとおり、全額国庫支出金が充当されます。

次に、10ページをごらんください。款2. 項4. 目1の選挙管理委員会費の130万円につきましては、公職選挙法の改正により有権者年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げられることによりまして、選挙人名簿システムを改修する費用を計上するものでございます。

次に、11ページの款3. 項1. 目2の障がい者福祉費の9万2,000円は、平成26年度に交付を受けた国・県支出金について、精算によりその超過交付金を返還するために計上するものでございます。

次に、12ページをごらんください。款3. 項2. 目3のふれあいセンター管理費の49万7,000円は、ふれあい広場に設置されているブランコの周りに安全柵を取りつけるために修繕費を計上するものでございます。

次に、目4の介護保険費の147万2,000円は、安八郡広域連合が社会保障・税番号制度に対応するため、行政専用ネットワークシステム（L G W A N）と宛名管理システムを導入及び連携に要する費用を負担金として計上するものでございます。

次に、13ページの項3. 目1の児童福祉総務費の4万9,000円につきましては、認定こども園化に伴いまして、その利用料等の電算処理に必要な改修費用を計上するものでございます。

次に、14ページをごらんください。款4. 項1. 目1の保健衛生総務費のうち、節11. 需用費、修繕料の22万2,000円につきましては、保健センターの西側玄関、和室の雨漏りの修繕費用を計上するものでございます。次の補助金90万円につきましては、特定不妊治療の治療回数において、県の改正に合わせて当町も回数制限をなくす改正を行ったことにより申請数がふえることが見込まれることから、追加補正をするものでございます。

次に、15ページをごらんください。款5. 項1. 目3の農業振興費の147万円、16ページの款6. 項1. 目3の観光推進費の580万7,000円につきましては、先ほど申しました8ページの企画費でも御説明いたしましたが、地方創生先行型交付金（タイプⅡ）の交付金の内定を受け、事業を実施するために必要な費用を計上するものでございます。

まず、15ページの農業振興費147万円につきましては、米菓子の製造販売支援事業として徳川将軍家御膳米を加工し、米菓子を製造し、販売するための支援策として、備品購入費として加工用機械等を購入し、そして貸与するために127万5,000円を計上するものでございます。あわせて、製品のパッケージ等の印刷経費として印刷製本費を19万5,000円計上するものでございます。

次に、16ページの款6. 項1. 目3の観光推進費につきましては、2つの事業を実施するものでございます。

1つ目は御当地歴史アニメ制作事業で、当町には福東城跡の史跡がありますが、1600年の関ヶ原合戦のときに福東城主であった丸毛兼利の生きざまを知る人は少ないことか

ら、御当地歴史アニメを制作し、児童・生徒に伝えることはもとより、観光案内のツールとして活用し、誘客を目指すために、御当地歴史アニメ制作委託料324万円、そのアニメを製本するための印刷製本費32万4,000円の計356万4,000円を計上するものでございます。

2つ目は観光誘客促進事業で、当町には著名な観光地はないものの輪中に関する史跡や神社が多く存在し、後世に伝えていく町並みが残されていることから、町内を自転車でめぐり、観光アプリを活用して史跡などの情報提供や、各所でクイズやプレゼント企画を導入して、参加される方が楽しみながら輪之内町の歴史を知り、観光できる体制を整備するために、観光アプリ制作委託料208万1,000円、レンタル用自転車を購入すべき備品購入費として16万2,000円、計224万3,000円を計上するものでございます。

次に、17ページをごらんください。款9.項2.目1の小学校管理費の1億1,019万7,000円、続いて18ページの目1の中学校管理費の6,749万円につきましては、各小・中学校の屋内運動場の天井落下対策事業について、文部科学省より学校施設環境改善交付金の交付内定を受けたことにより計上するものでございます。小学校費の小学校管理費につきましては、天井などの総点検実施設計業務に係る委託料419万1,000円、落下対策に係る工事請負費を1億600万6,000円、また18ページの中学校管理費につきましては、天井などの総点検実施設計業務は26年度に完了しておりますので、落下対策工事費を6,749万円計上するものでございます。なお、これらの工事につきましては、現在、文部科学省では国庫支出金相当額を次年度に繰り越す手続を検討、準備していることから、実質は平成28年度に繰り越す予定であることを申し添えさせていただきます。

歳出の最後になりましたが、19ページの目1の保健体育総務費の7万円は、大野町にあります、ゆ〜みんぐ入場券の購入希望者がふえ、在庫が不足していることから追加購入しようとするものでございます。

続きまして、歳入の補正予算について御説明を申し上げます。

3ページをごらんください。

款9.項1.目1の地方交付税につきましては、普通交付税の1,154万1,000円は、歳出補正予算額の総額に対して不足分を調整するために追加するものでございます。

次に、4ページの款13.項2.目4の教育費国庫補助金のうち、小学校費補助金の3,689万9,000円、中学校費補助金の2,272万1,000円は、歳出の教育費で御説明いたしました屋内運動場の天井の総点検及び実施設計業務委託並びに落下対策工事に係る費用の3分の1を計上するものでございます。

次に、目5の総務費国庫補助金につきましては、社会保障・税番号制度のシステム整備費補助金439万6,000円は、総務費の電子計算費で御説明をいたしましたが、地方公共団体情報システム機構が中間サーバーを設置する費用の全額を国庫補助で受け入れるものでございます。また、地方創生先行型交付金の1,000万円は、総務費の企画費、農林

水産業費の農業振興費、商工費の観光推進費で御説明いたしましたように、地方創生先行型交付金（タイプⅡ）の交付決定が上がってきましたことに伴って受け入れるものでございます。

続いて、戸籍住民基本台帳費補助金の64万3,000円は、総務費の戸籍住民基本台帳費で御説明いたしました個人番号の交付に係る人件費の全額を国庫補助金として受け入れるものでございます。

続いて、選挙費補助金の54万6,000円は、総務費の選挙管理委員会費で御説明申し上げましたとおり、有権者の年齢引き下げに伴うシステム改修の一部を国庫補助金として受け入れるものでございます。

続いて、5ページの款19.項5.目5の雑入のうち、教育雑入の3万5,000円は、教育費の保健体育総務費で御説明いたしました、ゆ〜みんぐの利用者負担分を計上するものでございます。

歳入の最後になりましたが、議案の地方債の補正でも説明いたしましたが、款20.項1.目2の教育債のうち、全国防災事業債は、教育費の小・中学校屋内運動場天井落下防止事業が対象になることから、1億1,500万円の教育債を発行しようとするものでございます。なお、この借入金は、工事請負費から国庫補助金を差し引いた全額が上限となりまして、元利償還金の80%相当が普通交付税により算入されることになっております。

以上で、一般会計補正予算（第3号）の説明を終わります。御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（高橋愛子君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今、いろいろとお伺いしましたけれども、まず屋内運動場の天井の修理ですけれども、これは国のほうから地方創生の補助金がついたからというように思いましたけれども、これ、そもそも輪之内町にとってそういう懸念が前からあったのかどうか。予算がついたから、急遽このように計上したということなのかどうか。その必要性が本当にあるのかどうかということをどのように認識しておられるのか。

当然、今の説明の中で繰越明許で、実質的には来年度以降になるだろうというような話でしたけれども、現在、中学校においてもエレベーターの工事、それから小学校においても仁木小学校の大規模改修をやっておって、新たにそういう仕事をやろうと思っても今の段階では難しいのではないかと思うわけですけれども、その辺どういうふうに、

なぜ今のこの段階で予算に上げなければならないのかということをもう一度説明願いたいと思います。

○議長（高橋愛子君）

経営戦略課長 荒川浩君。

○経営戦略課長（荒川 浩君）

まず、天井落下防止の必要性についてでございますが、その前に、議員御発言にありました地方創生先行型交付金がついたからという解釈をされてみえるようでございますが、天井落下防止については地方創生先行型は別物でございますので、これは先ほども歳入のほうで御説明しました4ページ、教育費国庫補助金、公立学校施設整備費補助金、小学校費3,689万9,000円、中学校費補助金2,272万1,000円、これが内示を受けたことによって計上させていただくものでございまして、地方創生とは関係ないということを御理解いただきたいと思います。

それと、天井落下の工事の内容につきましては、私も所管課ではないものですから詳細はちょっと知り得ませんけれども、東北の大震災のときの映像等、御案内のとおりでございますが、本震はさることながら、余震について地域の住民の方々が体育館等に避難をしてみえた。しかし、その激しい揺れの余震で天井が落下したという事故が相次いでおり、その避難所を退散せざるを得なくなったという事案が大きく出ておまして、それを文科省が懸念いたしまして、全国的にこういった工事を促進するというので、前々から当町も補助金を申請しておりました。ここでようやく内示が来ましたので、やはりこういった機会を逃さずに補助金を獲得して、その足りない分については起債を発行して、なおかつこの起債については交付税のほうで算入率が80%と、非常に有利な事業債のメニューがございました関係上、こういったものを活用しながら、この際ですので一気に整備してしまおうというものでございます。以上です。

○議長（高橋愛子君）

教育参事 松井均君。

○教育参事（松井 均君）

お尋ねですけれども、確かに東北等の震災によって被害があった、また新潟のほうもたしかあったと思いますけれども、そういったことを受けて、町長提案説明の中にもありましたように、屋内運動場で授業をやっているときとか、それから避難所でもございますので、そういったときに2次的に余震等であってもいけないということで、これはやるべきだというふうに思い、申請を国のほうにしておったところ、今回、内示が来てついたということでございますので、ぜひやっていきたいということで上げさせていただいたところでございます。よろしく願いいたします。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

必要性については否定するものではないんですけども、先ほど言いましたように、仁木小学校の大規模改修、あるいは中学校でのエレベーターの増設事業、こういった大規模な事業をやっておる。そこに、さらに今やらなければならないのかどうか。そして、もちろん早ければ早いほうがいいとは思んですけども、それに対応できるのかどうか、適切な工事監理ができるのかどうか。今の職員であちこちに目を配ることができるのか、そういったことが心配に思うわけですけども、これは補正ではなくて当初予算で十分ではないかと。どっちみち、今年度には仕事は完了しないと思んですけども、であるなら、もうちょっとしっかりと計画を立てて計画的にやっていくべきではないかというふうに思うわけですけども、その辺のところは補正予算で出てくるといことで唐突に感ずるわけですけども、その辺、工事の監理とか、そういったことに十分目が届くのかどうか。それから、業者の選定においてもそういうことが可能なのかどうかということ、その辺で心配に思うわけですけども、その辺どのように考えておられますか。

○議長（高橋愛子君）

教育参事 松井均君。

○教育参事（松井 均君）

まず、今回の補正に当たっての今後のスケジュール的なことを少し簡単に申し上げますと、まず点検及び設計を今年度に行っていきたいというふうに思います。それで、先ほども経営戦略課長が申しましたように、工事については国の交付金の関係もございませんですけども、繰り越しになるであろうというふうに思っております。実質的に工事を発注というのはなかなか難しいこととございますので、そういうふうになるだろうということとございます。ということで、しっかり設計を組んだ後に、28年度当初から少しスケジュール的にやっていきたいというふうに、まずそういったスケジュールの上でやっていこうという考えとございます。

確かに今いろいろ、仁木でも工事をやっております。27、28という予定とございますし、中学校においては今年度で終わる予定とございますので、28年度においては仁木小学校が続いているかなあということとございまして、その辺は万全を期してやっていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。以上です。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

2番 古田東一君。

○2番（古田東一君）

商工費でレンタル自転車購入とおっしゃいましたけれども、何台購入される予定でし

ようか。

○議長（高橋愛子君）

産業課長 中島智君。

○産業課長（中島 智君）

予定では、6台の予定でございます。

○議長（高橋愛子君）

ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（高橋愛子君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第56号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第56号 平成27年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）については、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（高橋愛子君）

日程第8、議第57号 平成27年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

住民課長から議案説明を求めます。

岩津英雄君。

○参事兼住民課長（岩津英雄君）

議案書の17ページをお開き願いたいと思っております。

議第57号 平成27年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。平成27年度輪之内町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,290万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億2,690万3,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成27年12月4日提出、岐阜県安八郡輪之内町長ということでございます。

次の18ページをお開きください。

第2項で申し上げましたとおり、第1表、歳入歳出予算補正の款項別の補正予算額を示しております、18、19ページ。

詳細につきましては、歳入歳出予算の事項別明細書により御説明申し上げます。

7ページ、歳出のほうから御説明申し上げます。

款2.項1.目1.一般被保険者療養給付費、補正額は6,762万8,000円でございます。医療費の増嵩、13.4%の伸びを見込んでおります。これを追加するものでございます。

次の8ページをお開きください。款2.項2.目1.一般被保険者高額療養費、1,607万1,000円を追加するものでございます。高額療養費が当初予算に比べまして見込みより23.5%の伸びを見込んでおります。

9ページのほうへ移ります。款10.項1.目3.償還金920万5,000円でございますが、平成26年度の療養給付費等負担金の精算に伴いまして返納するものでございます。

それでは、歳入のほうへ移らせていただきます。

3ページをお開きください。

款3.項1.目1.療養給付費等負担金で2,648万1,000円を追加するものでございます。歳出のほうで申し上げましたとおり、療養給付費並びに高額療養費の増嵩に伴いまして、負担金として国から来るものでございます。

項2.目1.財政調整交付金といたしまして372万1,000円を追加するものでございます。

4ページをお開きください。款6.項2.目1.財政調整交付金、県から来る財政調整交付金で319万8,000円、その内訳といたしまして、普通財政調整交付金として175万5,000円の追加、そして災害その他特別調整交付金として144万3,000円を追加するものでございます。

6ページから先に説明させていただきます。繰越金でございます。款10.項1.目2.その他繰越金2,450万5,000円を追加するものでございまして、平成26年度から平成27年度へのその他繰越金全額を計上するために2,450万5,000円を追加するものでございます。

最後に、5ページへ戻っていただきたいと思っております。歳出の総額を財源で調整するために、款9.項2.目1の国民健康保険基金繰入金から3,499万9,000円を追加するものでございます。

以上で御説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋愛子君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

医療費の増嵩というのは、このところ安定していると思っておったんですけども、今回、一般のほうで13%、高額で23%というような大幅な伸びになっているというのは、どのような傾向になっておるか、どういうふうにつかんでみえるか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（高橋愛子君）

住民課長 岩津英雄君。

○参事兼住民課長（岩津英雄君）

医療費が伸びている、その傾向はどんなところにあるかというような御質問かと思えます。

1つは、高額療養費でも増額したということでございますけれども、その状況を平成27年3月から直近の平成27年9月までの高額療養費の該当のものを調べましたところ、費用額として100万円を超える件数が43件ございました。そのうち、400万円以上が2件、300万円以上が8件、200万円以上が51件、それから100万円台が28件というようなことでございます。昨年同時期と比べましても、件数で2倍、なおかつ400万円を超えるような高額なものが出てきているというようなことでございまして、病気の内容につきましても種々ございますので、何が多いかというような、そんな傾向はございません。いろんな病気にかかっておられます。こういった傾向であるというふうに捉えております。以上です。

○議長（高橋愛子君）

ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第57号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第57号 平成27年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（高橋愛子君）

日程第9、議第58号 平成27年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正

予算（第1号）についてを議題とします。

建設課長から議案説明を求めます。

高橋博美君。

○建設課長（高橋博美君）

それでは、議案書の20ページをお開き願いたいと思います。

議第58号 平成27年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）。平成27年度輪之内町の特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるということで、第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ219万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4,019万2,000円と定めるものでございます。平成27年12月4日、岐阜県安八郡輪之内町長。

21ページ、22ページにつきましては、款項別に示したものでございます。

詳細につきましては、下水道特別会計の事項別明細書にて説明させていただきたいと思っております。

下水道事業特別会計補正予算の事項別明細書の歳出、5ページをお開き願いたいと思っております。

款1の公共下水道費、目2の浄化センター管理費で補正額の219万2,000円のうち191万1,000円につきましては、浄化センターへの流入水や流出水の量、水質を分析したり、これらの数値を記録したり、また異常が発生すれば通報する機能を兼ね備えました、資料として打ち出すプリンターも兼ねたインテリジェントプリンターという装置のモニターが壊れました。数値の記録や異常時の通報ができなくなりましたので、これを修繕するために補正するものでございます。また、28万1,000円の医薬材料費につきましては、流入する汚水の水質によりまして汚泥を沈殿させ固めるために投入する凝集剤の量が異なりますけれども、この凝集剤が年度内に不足するおそれがございますので、追加購入するための補正をするものでございます。

次に、4ページの歳入でございますけれども、款8. 諸収入、目1. 雑入は、消費税還付金が確定したことによります増額補正でございます。

3ページの款6. 繰入金、節1. 特定環境保全公共下水道整備基金繰入金の136万2,000円の減額につきましては、予算総額の調整をするものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（高橋愛子君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議第58号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第58号 平成27年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

暫時休憩します。

(午前10時15分 休憩)

(午前10時30分 再開)

○議長（高橋愛子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（高橋愛子君）

日程第10、議第59号 輪之内町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題とします。

総務課長から議案説明を求めます。

兒玉隆君。

○調整監兼総務課長（兒玉 隆君）

それでは、説明をさせていただきます。議案書は23ページですので、ごらんいただきたいと存じます。

議第59号 輪之内町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について。輪之内町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を次のように定めるものとする。平成27年12月4日提出、輪之内町長でございます。

町長の提案説明にもございましたとおり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が施行されまして、平成28年1月からは番号の利用が可能となります。

個人番号の利用範囲につきましては番号法の第9条で規定をされておるところでございますけれども、番号法で第9条、それに関連して詳細については別表第1と、そちらのほうで決められております。

この番号法で定められた事務を、いわゆる法定事務というふうに申しますけれども、それ以外に福祉、保健もしくは医療その他の社会保障、地方税、または防災に関する事

務で地方公共団体が条例で定めた事務、いわゆる独自利用事務というふうに申しますが、それを定めるには条例の制定が必要であると。

それから、個人番号を関係事務実施者が個人番号の関係事務において利用する場合も番号法において行うことができるというふうになっております。

それで、今回制定しようとする条例は、先ほど申し上げましたように、輪之内町で個人番号を独自利用する事務を定めること、それから輪之内町の同一の機関内で特定個人情報の授受を行う庁内連携を条例で定めようとするものでございます。同一の機関内での特定個人情報の授受と申しますと、例えば福祉課で税の情報が必要であった場合に、税務課のほうから番号にひもづけられた税情報を利用するといったような場合でございます。

それでは、条例の具体的な内容につきまして、24ページから御説明をさせていただきます。こちらのほうに条例案が載せてございます。

第1条、それから第2条につきましては、条例の趣旨及び用語の定義を定めております。

それから第3条に関しましては、番号法の第5条におきまして社会保障・税番号制度の導入に当たっての地方公共団体の責務というのは既に定められておるところでありまして、条例による番号の独自利用についても、法律の規定は当然適用されるものでありますが、条例の制定に当たり広く住民の方へ町の責務を明示するために、この第3条を規定しております。

それから、第4条の個人番号の利用範囲につきましては、ここがございます第1項から第3項において独自利用を行う事務、それから個人番号の独自利用を行う事務の処理のための庁内連携、番号法に定められた個人番号利用事務の処理のための庁内連携を行う旨をこちらのほうで規定をしております。

現在のところ、個人番号を独自利用しようとする事務は、26ページに別表1がございませけれども、こちらのほうに掲げております、町長部局が行います福祉医療の助成事務ということにいたしております。

それから別表2のほうでは、庁内連携する特定個人情報について規定をさせていただいております。

それから第4条第4項のところでございますけれども、社会保障番号制度は、国民の利便性を向上するために各種行政手続における添付書類の削減を行っておりますので、番号法第22条第2項では、情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供があった際には、他の法令により書類の提出を義務づけている場合であっても当該事務を解除している規定がございませるので、町における特定個人情報の庁内連携でも同様に、他の条例等により書類の提出を義務づけている場合であっても、庁内連携により特定個人情報の利用ができるときには当該義務を解除する旨の規定をしておるところでございます。

ます。

この条例の施行期日につきましては、附則にございますように、番号法附則第1条第4号に基づく政令で定める日、具体的には平成28年1月1日でございますが、その日から施行するということにいたしております。

以上で説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋愛子君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今の御説明で、この条例というのは我が町が独自で行う事務に対して必要な条例だというふうにお伺いしましたけれども、我が町で行う独自の事務というのは福祉医療受給資格者の資格管理に関する事務とか、あるいは福祉医療費受給資格者に係る福祉医療費の助成に関する事務というふうになっているわけですが、もしこの番号制度を利用しないとすると、この福祉医療というのは今までどおりのことで済むということですね。この番号制度を利用することによって、利用者のほうはどのようなメリットが出てくるかということをお伺いしたいと思います。

○議長（高橋愛子君）

総務課長 兒玉隆君。

○調整監兼総務課長（兒玉 隆君）

仮にこの番号制度を利用しなくても福祉医療の事務については、従前どおり実施はできるということでございますので、その点では住民の方にデメリットになるというようなことではございませんが、福祉医療につきましては所得制限があるものがございます。それで、これまでは税務課のほうの関係書類を参照するというようなことに同意を求めておるかと思っておりますけれども、そういったことでありますとか、町外から転入された人については輪之内町で所得の証明がとれませんので、従前に住んでいらっしゃったところから所得証明なりをもらっていただいて、それを提出していただくというような手続になっております。これが番号を利用することによりまして、一々以前に住所を有していた市町村まで行ってそういった証明をとっていただかなくても、自動的に番号に基づいた所得情報をとることができるというようなことになりますので、そういった意味では添付書類の削減、あるいは一々課税の記録を参照するというような同意がなくても自動的にとれるようになるということで、福祉医療の申請時における申請者の手間が省略できるようになるということでございます。

(挙手する者あり)

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

詳細については、また委員会のほうでお伺いすることになると思いますけれども、この条例というのは独自事務を行わなければ、この条例そのものは必要ないということでもよろしいですか。

○議長（高橋愛子君）

総務課長 兒玉隆君。

○調整監兼総務課長（兒玉 隆君）

おっしゃるとおり、番号を利用しなければ、改めて条例を制定する必要はございませんが、ただ、マイナンバー制度ができたということを踏まえますと、なぜそのマイナンバー制度を利用しないのかと。利用すれば、先ほども申しました添付書類等の提出がなくなるのに、利用しないがために、わざわざ書類を提出しなくちゃいけない。なぜ制度ができておるのに、それを町は利用しないのかというような御批判にもつながるかと思っておりますので、マイナンバーが利用できるものについては、当面はこの福祉医療に限っておりますけれども、その後、番号を利用したほうが事務がスムーズになる、あるいは申請者の方の手間が省けるといったものが出てきましたら、その折にはこの条例に盛り込んで、できるだけ新しくできた制度を利用できるような、そんな形にしたいというふうに考えております。

(挙手する者あり)

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

もう1点だけ、ちょっとお伺いしておきます。

これは輪之内町の条例ですけれども、他町がもしやっていないとすればどうなるか。要するに、逆に他町がやっておって輪之内町だけがやらなかった場合、そういうようなときにそういう医療、福祉の事務に停滞を来すとか、そういうことがあるのかどうか。例えば、安八町の方は番号制度を利用している、ところが輪之内町は利用していないというような、そういうことが可能なのかどうかということをお伺いしたい。

○議長（高橋愛子君）

総務課長 兒玉隆君。

○調整監兼総務課長（兒玉 隆君）

今の御質問ですけれども、幾らうちが条例で定めていても、その転入前にいらっしやった市町村でこういった条例をつくっていなければ、その番号にひもついた税情報等が

とれないのではないかという内容かと思えますけれども、こちらのほうは輪之内町が条例で定めれば、相手の他の市町村が条例を決めていなくても自動的に番号に関連した情報がとれるという制度になっておりますので、改めて向こうで輪之内が利用したいから、そちらも条例をつくってくださいというような手続は不要ということでございます。

○議長（高橋愛子君）

ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（高橋愛子君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第59号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第59号 輪之内町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（高橋愛子君）

日程第11、議第60号 輪之内町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

教育参事から議案説明を求めます。

松井均君。

○教育参事（松井 均君）

それでは、お手元の議案書のほうでお願いをしたいと思います。29ページからになります。よろしくお願いをいたします。

議第60号 輪之内町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について。輪之内町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例を次のように定めるものとする。平成27年12月4日提出、輪之内町長ということで、めくっていただいた30ページのほうに条例の本文がございます。

趣旨といたしましては、教育長は特別職でありますけれども、職務専念義務が課せられているということもございまして、教育長の勤務条件を定めておく必要があるということでございますので、その中に趣旨として、勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めるということ、それから職務専念義務がありますので、その職務専念義務を免除する場合の規定をこの中に上げているということでございます。

第2条のほうに勤務時間、休暇等ということでございますけれども、勤務時間につきましては、我々職員と同等と、例によるという言い方をしております。それが輪之内町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の適用を受ける職員の例によるという言い方をしております。この場合は、任命権者は教育委員会とするというふうにしております。

それから第3条のほうですけれども、これは職務に専念する義務の免除の場合はどういうものがあるかということでもあります。研修を受ける場合というふうに書いてございます。研修という一言でわかりにくい部分もあるんですけれども、職務とは直接つながらない研修、教育長としての資質の向上に役立つような研修、ちょっと今どういったものがあるかというのは想定できないですけれども、研修旅行等、そういったものがあるか、それはまた教育委員会にあらかじめ承認を得ることでございまして、そこでどうだということになるかと思っておりますけれども、2番目に厚生に関する計画の実施に参加する場合と、ちょっと難しく書いてございますけれども、いわゆる健康診断の受診、そういったもの場合は、職務はその間はできませんので免除するよという言い方をしております。それから3番に、前2号に規定する場合を除くほか、教育委員会が定める場合ということで、実際にどういったものが想定できるかということで、今、定めてはございませんけれども、2つ以外にも出てきた場合には教育委員会のほうで定めるということを規定させていただいております。

ということで、この条例は公布の日から施行するという附則になってございます。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋愛子君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今、説明の中で研修の中身について、研修旅行については定かでないというようなことでしたけれども、それは研修旅行には参加していいのか悪いのかということをやっとはつきりしておいてもらいたいと思います。

○議長（高橋愛子君）

教育参事 松井均君。

○教育参事（松井 均君）

先ほど来申し上げますように、直接職務に関係があれば、当然研修、職務として行くこととなりますし、ちょっとこれは直接職務とは関係ないなというような場合であっても、資質の向上、見識の向上につながるようなものということで教育委員会の中で判断

されれば、それは職務の専念義務の免除という形で行っていただくということになる。この2通りの方法があるということでございますので、御了解をお願いしたいと思います。

○議長（高橋愛子君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第60号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、文教厚生委員常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第60号 輪之内町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定については、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（高橋愛子君）

日程第12、議第61号 輪之内町税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

税務課長から議案説明を求めます。

田中実君。

○会計管理者兼税務課長（田中 実君）

それでは、議案書の31ページをお願いしたいと思います。

議第61号 輪之内町税条例等の一部を改正する条例について。輪之内町税条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成27年12月4日提出、輪之内町長。

今回の輪之内町税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法が改正されたことに伴いまして、輪之内町税条例の所要な改正をしようとするものでございます。

改正の主な点につきましては、地方税法改正に伴う町税の猶予制度の改正とマイナンバー法関連の字句の改正であります。

それでは、新旧対照表で主な改正部分につきまして御説明をさせていただきます。17ページをお願いしたいと思います。

まず、概略的なことをお話をさせていただきますと、今回の改正点、町税の猶予制度についてお話をさせていただきますと、町税の猶予制度というのは、納税者の特別な事情によって税金を強制的に徴収することが適切でない場合に、徴収や換価を緩和する制

度でございます。従来の地方税法の猶予制度というのは、1つは納税者の申請による徴収猶予の制度、もう1つは地方団体の長の職権による換価の猶予の2通りでございました。今回の制度改正によりまして、納税者の負担軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税を確保する観点から、納税者の申請による換価の猶予の制度を新設しました。また、地域の実情を踏まえた猶予制度となるよう条例で定めることとなりました。

徴収の猶予というのはどういうことかと申しますと、現在ある税金の支払いの期限を猶予すること、換価の猶予と申しますのは、既に滞納等により差し押さえられた財産を公売するなどということを取りあえず猶予するということであります。

この制度は、施行日は、28年4月1日施行であります。

この制度の改正の背景について御案内させていただきますと、申告納税制度というのが適正に機能するためには、やはり納税者の方が自発的に正確な申告をする、そして高い納税意識を持って期限内に税金を納めるということが必要であります。

したがって、町税を滞納してみえます納税者に対しては、厳正かつ的確にその処理に当たると、そういったことが高い納税意識の確保につながりまして、期限内に納付を行っている納税者の方との公平性の確保という観点からも重要であるということでございます。

しかしながら、納税者の方によっては、その財産が災害等によって町税を一時的に納付することができない場合、または差し押さえられた財産の換価、つまり売られるということをして直ちにすることによって、その事業の継続もしくは生活の維持が困難になるおそれがある場合があります。そのため、徴収の猶予、換価の猶予の制度は、このような事情がある方、納税者について法令等に基づく一定の要件のもと、強制的な徴収手続を緩和し、その個々の実情に応じた適切な措置を講ずることによりまして納税者との信頼関係を築きまして、税務行政の適切かつ円滑な運営を図ることを目的としております。

それでは、具体的に御説明をさせていただきます。

17ページに8条がございます。何項目かあるんですが、この条項は、徴収猶予に係る町の徴収金の分割納付または分割納入の方法について取り決めが決められてございます。具体的には、町税を一時的に納付できない場合は、1年以内の期限に限り徴収猶予を認めると。ただし、場合によっては延長可能で、最大2年までということがこの8条に書いてございます。

次にめくっていただきまして、18ページをお願いしたいと思います。

8条の2、こちらは徴収猶予の申請手続等について書いてございます。具体的には、徴収猶予を申請の手続に必要な書くことや、書類は何が必要かということが書いてあります。また、猶予を受けようとする場合、その金額が100万を超えて、かつ3カ月を超える場合は担保が必要ですよということがこの8条の2に書いてございます。

次にめくっていただきまして、20ページのほうをお願いしたいと思います。

8条の3、こちらは職権による換価の猶予の手續等の規定があります。具体的には、職権による換価の手續で提出すべき書類等が書いてございます。

次に、21ページを見ていただきますと、こちらは申請による換価の猶予の申請手續等の規定がございまして、具体的には換価の手續の申請期間は、納期限から6カ月とし、その際の提出書類が書いてございます。また、申請した書類に不備があった場合は、20日間で訂正をしてくださいという取り決めが書いてございます。

22ページをめくっていただきますと、こちらは担保を徴する必要がない場合の規定でありまして、具体的には、金額が100万円以下、期間が3カ月以下の場合は担保が必要ではありませんよという取り決めがこの8条の5に書いてございます。

以上が町税の猶予期間の説明であります。

23ページ、42条の3、固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について、こちらは「独立行政法人労働者健康福祉機構」が「独立行政法人労働者健康安全機構」に名称変更に伴う改正であります。

次に、24ページをめくっていただきますと、こちらからは附則ということになっていくんですけども、9条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合は、固定資産税の課税標準の特例の読みかえの規定でございます。

続きまして、25ページ、9条の3、こちらは新築住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告、以下、マイナンバー関連の改正が最後のページまで続いております。

ざあっとめくっていただきまして、30ページをめくっていただきますと、こちらには第28条の2、これは町民税の申告のことについてです。

42条の6というのは、施行規則第15条の3の2項の規定による補正の方法の申し出、71条につきましては、軽自動車税の減免、142条の3につきましては、特別土地保有税の減免というのがありますが、これらについては制度設計と申しますよりは、現在ある申請書にマイナンバー法による個人番号、法人番号の記入欄を追加してくださいよというような改正でございます。

そして議案に戻っていただきまして、36ページ、こちらは施行期日ということで、施行期日は、公布の日から施行する。ただし、1条のうち輪之内町税条例8条から10条までの改正規定は、平成28年4月1日から施行すると。

2条以降につきましては、その経過措置が書いてございます。

以上で説明を終わらせていただきますので、御審議のほう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（高橋愛子君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

議運では、単なる字句の改正で内容的な変更はほとんどないだろうというような説明だったと思います。この議案書をいただいて、膨大な変更がある、これではとてもこの短時間で全て理解することはできない。これは読んでおっても理解できないし、今、説明を聞いても、それでも理解できない。このようなものであるなら、本来、委員会付託すべきものではないかと。そうでないと、議員諸氏、これは何もわからないままに賛成か反対かを意思表示しなければならない。議会は全く形骸化してしまうというふうに思うわけですが、その辺どのように考えておられるのか、まず基本的なところをお伺いしたい。

これは、町長の考え方なのか、課長の考え方なのか、誰かわかりませんが、そういう何もわからなくてもいいから、とにかく議決してくれということなのかどうか、その辺をまずお伺いしたいと思います。

それから、徴収猶予の件ですが、徴収猶予については、これは地方税法で決めたのではないかと、これは新しく地方税法が改正になってこの項目が追加されたのかどうか、徴収猶予については従前はどのような対応をしてきたのか、そういうことをお伺いしたい。

それから、この8条から10条は、現在の輪之内町税条例では削除になっております。これ、いつ削除になったかちょっとわかりませんが、もともとこの8条から10条というのは何があったのか、どういう経緯でこれが削除になっているのか。

今回、8条だけを追加して、9条、10条は削除のままというような格好になるわけですが、なぜこういう格好で8条にこの猶予項目を、徴収猶予を規定するのか、その辺の経緯をちょっと教えていただきたいというふうに思います。

それから、2条による改正についてですが、第1条で、これは今年の5月の臨時議会で3月31日に専決処分をされて、この2条4号中、または云々というところ、これは専決処分でなされた分、それを今度そっくりと削除してしまう。一体これは、あのときの専決処分は何だったのか。まだ、これは施行していないわけですね。施行していないものを3月31日に専決処分をして、5月の臨時議会でこれを承認した。それを施行する前に削除してしまう、どういうことなのか、一体あの専決処分は何だったのかというふうになるわけですが、それはどういうことか、ちょっと御説明願いたいというふうに思います。

○議長（高橋愛子君）

税務課長 田中実君。

○会計管理者兼税務課長（田中 実君）

それでは、何点かありましたので、もし落ちておれば、また言っていただくということで。

まず、議運の件でございますが、議運でこれはなぜ委員会付託にされなかったかという御質問ですが、議運の構成は、議会にかけた議員の皆さん方で構成され、見識のある方々がこれは委員会付託ではなしにということで、本会議上という結論が出されたのではないかというふうに理解をしております。

それから、まず思いつくことからお話しさせていただきますと、2条の件で専決処分にしたのをなぜ今ごろというお話だと思います。確かに地方税法、毎年4月1日に来たのを専決処分させていただきます。そうしますと、その4月1日には軽自動車税等を4月1日基準日で上げた、その一団の中で専決処分をさせていただいた。そして、その後施行期日のあるもので政府のほうで検討されて訂正をしたい場合は2条という、これは法整備の規範上の一つの手法でございます、2条という形で施行日前に訂正をさせていただくということでありまして、町としましては地方税法に基づいて国の法律が定めれば、それによって課税権が出ますので、町条例はそれに基づいて直さなければならないときは直さなければならないということでございますので、時系列としてはおかしいかもわかりませんが、ロードマップとしては施行日前に間に合っておりますので、何とぞ御理解のほうを得たいというふうに考えております。

それから、徴収猶予については地方税法にあるのではないかとありますが、確かに地方税法の15条から16条にかけて徴収猶予があります。今回は国のほうの方針で、町のほうが税を行うときに、市町村は身近な自治体であるから、町の条例でつくって運用してってくださいということで、今回は地方税法をなぞらえて町の条例に来たんですが、全く一緒かといいますと、一番最初に言いましたように、申請による換価の猶予が新しくできたということでありまして、それによって町の徴収事務のほうに、地方に来たということでありまして、国はだんだん地方の徴収権については地方に任せるスタンスかなというふうにも考えておりますが、うかがい知れないところがありますけれども、今回の措置を見ますと、身近な自治体が住民に説明するときにも条例にあつてというようなことかなということを考えております。

それから、8条から9条につきましては、もう既に私どもが確認したときにはなかったんで、ちょっとこちらのほうは削除されておるとしかお話ししようがありません、というのは、その法整備の規範上、7から来たら、次は8で入れて、飛び番でどこかに入れるということもできませんので、本質的なことは、徴収猶予は何たるかということと、マイナンバー法ということでありまして、条項に余りとらわれずに、できれば御質問していただきたいなというふうに考えておるようなわけでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋愛子君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

全般的な話になりますけれども、まず議運のお話でございますが、私どもはこれは基本的に地方税法の根幹を変更するものではないと、要は徴収猶予、それから現実に徴税を完遂するまでの間の技術的な基準というふうに理解しておりましたので、特にその細かいところまでお話しする必要もないかなと思って議運のほうでお話をさせていただきました。

なお、議運のほうでは、たしか換価の猶予についてはちゃんと言葉としては御説明をしておるつもりでございますので、見過ごした覚えはないと思っております。

それと、いつも専決処分の方でいろいろおっしゃいます。これは、やっぱり地方税法の改正だとか、何か時系列的に順番にやっていくもんですから、そのときそのときにきちっと整備をしておかないと、後で見落とししたり何かしますので、基本的には税制運営の中では、上位法である地方税法が改正された段階で適時・適切にその対応をしていくというのが標準的なスタンスであると思っておりますし、これについては別に輪之内町だけがそうしているわけでもないということを御理解いただきたいと、そのように思っております。以上です。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

まず、徴収猶予の件ですけれども、これは今までも地方税法では徴収猶予の項目はあったということですね。あったのであれば、従来、徴収猶予は輪之内町ではやっていなかったのかどうか。そんなことはないはずでしょう、徴収猶予はあったんでしょう。それがどうなっていたのかということをお伺いしたいということなんです。

今回、まるきり追加になっておるわけですね。第8条が削除されていたところへ8条を入れて、徴収猶予に関する項目が入ってきた、8条と8条の2で入ってくるということですが、8条の4までありますか、今まではどうやってやっていたかということをお伺いしたいというふうに思います。

それと専決処分の関係ですけれども、時系列でと言われるけれども、これは専決処分したものをそっくりそのまま削除するわけですね、今度。だから、専決処分の意味がなかったのではないかと、勇み足だったのではないかとということを思うわけですが、

この説明書の30ページ、第1条で次のように改正するので第2条4号はまるきりなくなるわけですから、これ、第2条4号というのは専決処分で挿入した部分ですよ。何の

ために専決処分でこの項目を入れたのか。全くこれ、前回の専決処分に誤りがあったということではないんですか、そのところをお伺いしたい。

○議長（高橋愛子君）

税務課長 田中実君。

○会計管理者兼税務課長（田中 実君）

徴収猶予を今までどうしておったかということによろしいでしょうかね。

過去、記録に残っておる限りでは、徴収猶予という件数はありません。

○9番（森島正司君）

違う、違う、件数じゃない。条例で変わった、条例で変わったかということ。

○会計管理者兼税務課長（田中 実君）

それは地方税法で適用してきました、今までは。税制は地方税法で対応する部分がありますので、地方税法で対応してきたということです。

○9番（森島正司君）

条例がなくてもいいということ。

○会計管理者兼税務課長（田中 実君）

上位法があれば、それで適用してきたということですね。今回は地方に委任することですので、条例委任ということになりましたので、徴収猶予という項目ができたということであります。

この件はそれでよろしいでしょうか。

あと、専決処分が間違っておったのではないかという御指摘ではありますが、専決処分は、その時点では、国から来た法律に基づいて適切に処理をさせていただいております。以上です。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

結局、今の輪之内町の税務行政というのは、地方税法があるから、それにもたれてやっている。今回、新たにこの項目を追加するけれども、従来と何も変わらないということであれば、輪之内町の条例はなくてもいいというふうになってしまうんじゃないですか、これだったら。地方税法があれば、それに基づいてやれば、輪之内町は何もつくらなくてもいいということになってしまうと思うんですけれども、そんないいかげんなことでいいのかどうかということですね。

それと、今の専決処分でやったのが指示に従ってやったと。そうすると、今度国の指示が間違っておったと。要は、これ、間違っておったから削除するわけですね、必要ないから削除するわけですね。必要ないものを専決処分で追加したということですね。一

体何をやっているのかということをお願いするというふうに思うわけです。

それと、最初の話に戻りますけれども、やはりこういった改正が多いものは議運にきちんと出していただいて、委員会付託が必要だという判断ができるような、そういう材料を議運に提出していただきたい。これでは全く議会が形式的なものになってしまうというふうになると思いますので、その辺のことも要望しておきたいと思います。

○議長（高橋愛子君）

税務課長 田中実君。

○会計管理者兼税務課長（田中 実君）

最初に御指摘された、地方税法があれば町の条例をつくらなくてもいいのではないかとということでもありますけれども……。

○9番（森島正司君）

それではいかんと言っている。

○会計管理者兼税務課長（田中 実君）

それじゃあいかんということですが、地方税法というのは、もちろん国の法律でありまして、法律に基づいて税を取るということ、租税主義というのはそういうものでありまして、国の法律ができて、地方自治法によってその権限が自治体に与えられて、そしてその自治体が権限を使うときには、地方税法という法律によってそれが運営されていくと。そして、その実際の徴収賦課については、地方自治体、市町村に預かると。そのときは、町の条例に基づいて賦課徴収していくということでありまして、1点は、法律から逸脱するような課税はできないということで、国の法律があり、地方自治法があり、地方税法があり、最終的には町条例によって町民の皆さんに税を賦課していくということでありまして、これは手順を踏みながら行っていかなければならないことでもあります。で、今回も手順を踏ませていただきたいということでもあります。

それからもう1つは、マイナンバーの関係でしたかね、途中で抜けておったのは、なぜ、おかしいという話でございますけれども、こちらのほうも平成25年5月に法律ができて、今年の4月にその関連法案が通って、10月5日からマイナンバーが施行されていくと。その中で、やっぱり不都合が直前になってわかってくれば訂正せざるを得ない事態があったというふうに理解をしていただいて、今回は、とるべきときはとって、来年1月1日には、先ほど言いましたように、タイムスケジュールとしてはおかしかったかもわからないですけど、ロードマップとしてはゴールにたどり着くような改正を粛々と地方自治体はやっていかなければならないということですので、御理解を得たいと思います。以上です。

○議長（高橋愛子君）

ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（高橋愛子君）

これで質疑を終わります。

これから議第61号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今、質疑しても、全く私の疑問は解けない。今の徴収猶予について、今まで条例なしでやってきたということ自体が町の税務行政の粗雑さといいますか、条例に基づかないでやってきたということ自身が、これは違法ではないかと。本来、条例主義ですから、今の日本の法体系というのは条例がなければ、幾ら法律があっても直接町民に対しては徴収することはできないはずであります。だから、地方税法があるから、それでいいんじゃないくて、やはり条例を定めるのが原則であります。それが今までやられていなかったということは驚きだというふうに思っております。

それから、専決処分をしながら施行する前に全文削除してしまう、そういういいかげんなことがやられている、これも今の税務行政というのが、あるいは町のそういう体制というのが確実なものになっていないんじゃないかというふうに思うわけであります。

このようなものを、ただ本会議だけで、通り一遍の説明と形だけの質疑によってそういったことを通してしまう、そういった姿勢も許されないと私は思います。内容云々というよりも、そういう税務行政のあり方について私は批判するというので、この条例改正には反対であります。

○議長（高橋愛子君）

ほかに討論ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（高橋愛子君）

これで討論を終わります。

これから議第61号を採決します。

異議がありますので起立によって採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立5名）

○議長（高橋愛子君）

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（高橋愛子君）

日程第13、議第62号 輪之内町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務課長から議案説明を求めます。

兒玉隆君。

○調整監兼総務課長（兒玉 隆君）

それでは、御説明をいたします。議案書は38ページでございます。新旧対照表は33ページでございますので、あわせてごらんいただきたいと存じます。

議第62号 輪之内町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について。輪之内町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成27年12月4日提出、輪之内町長でございます。

輪之内町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が平成27年10月1日に施行されることに伴いまして、県から送付されました参考資料をもとに9月の定例議会に提出をさせていただいたところでございますが、その後、平成27年9月30日に地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴いまして、地方公務員と共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令が公布をされました。これらの改正令、それから経過令におきましては、関連する諸政令について所要の規定の整備を行うということにされまして、地方公務員災害補償法施行令の一部改正が9月30日に行われました。

輪之内町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例は、地方公務員災害補償法に基づきまして、議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の負傷、疾病、障がい、または死亡という災害、それと通勤による災害に対する補償について定めておる条例でございます。

それで、この条例の附則の第5条におきまして、条例では幾つかの補償が定められておるわけですが、その中で傷病補償年金、障害補償年金、遺族補償年金及び休業補償については、当該補償の受給権者に同一の事由により厚生年金保険法と他の法令による障害厚生年金、遺族厚生年金等の社会保障給付が支給される場合に調整を行うということになっておるところでございます。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行によりまして、御承知のとおり、共済年金が厚生年金に統合されました。旧共済組合

期間を有するものが一元化法の施行日以降に新規裁定される場合には、共済組合の年金は厚生年金に統合されておりますので、原則として厚生年金が支給をされることになるので必要な改正を行うわけでございます。

なお、一元化法附則の第41条第1項及び第65条の第1項の規定による追加費用対象期間のある障害共済年金及び遺族共済年金については、厚生年金として調整の対象とするということになっております。この追加費用対象期間があると申しますのは、公務員の共済制度ができる以前から公務員であった方、そういった方が追加費用の対象期間のある年金としてもらえるわけですけれども、そういった方の障害共済年金、あるいは遺族共済年金については、依然として共済年金として支給をされるということでございますので、これらも厚生年金とは違いますが、厚生年金としてこの附則第5条第1項において調整をするという改正内容でございます。

それで、国のほうから、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例案の一部を改正する条例案、いわゆる昔でいう準則でございますが、こちらのほうが通知をされましたので、輪之内町の条例もこの国の条例案どおりに整備したほうが、後々の改正等も考慮しますと、よりよいのではないかとということで、今回、提出をさせていただいたというものでございます。

それで、附則におきまして、第1項は施行日等を定めておりますが、経過措置として改正条例の附則第2項を定めておりますが、改正令の施行日前に支給すべき事由の生じた改正日前の期間に係る年金たる補償及び施行日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例によるということにしております。

また、改正条例附則第3項では、改正令の施行に伴い、改正前の国家公務員共済組合法及び改正前の地方公務員等共済組合法における職域加算額については、改正令の施行後は年金たる補償のほうで調整が行われるということになりますので、当該調整により職域加算額に調整の影響が及ばないような規定を附則の第3号で定めているということでございます。

以上で議第62号の説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋愛子君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（高橋愛子君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第62号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第62号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第62号 輪之内町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋愛子君）

日程第14、議第63号 輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

福祉課長から議案説明を求めます。

田中久晴君。

○福祉課長（田中久晴君）

それでは、説明をさせていただきます。議案書の44ページをお願いいたします。

議第63号 輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成27年12月4日提出、輪之内町長。

45ページがその一部を改正する条例でございます。

今回の一部改正につきましては、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令、また家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令がそれぞれ施行されました。その一部改正がされたことを考慮しまして、保育所の職員配置の基準において、保育士の数の算定に係るものについて必要な改正をするものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明をさせていただきます。39ページをお願いいたします。

輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の、それぞれ第30条第3項、第32条の第3項、第45条の第3項、それと48条の第3項中がございますが、それぞれ「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改めるものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（高橋愛子君）

これより質疑を行います。
質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

家庭的保育事業の要件を緩和するということになるというふうに思うわけですが、要するに、保育士の数を確保するために従来は保健師または看護師となっていたのを、それに准看護師でもいいですよということになるというふうに理解してもよろしいですか。

○議長（高橋愛子君）

福祉課長 田中久晴君。

○福祉課長（田中久晴君）

今までは、今言われましたとおり、保健師と看護師が1人に限って保育士とみなすことができたというものに准看護師も加わるというものでございます。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

要するに、今、課長が言われたのは、ここに書いてあることをそのまま言われただけですけれども、その趣旨は要件を緩和したということだと思えるんですけれども、保育の質の低下につながるんじゃないかということを私は思うんですけれども、そういうことはないのかどうかということをお伺いしたい。

○議長（高橋愛子君）

福祉課長 田中久晴君。

○福祉課長（田中久晴君）

今回の基準条例の改正は准看護師だけでございますが、それに伴う児童福祉施設の最低基準の一部改正においてはそれらの研修事項を推奨するというような内容もございまして、今の質の低下というようなことに対応するためのものを今後行うものであるということでございます。

○議長（高橋愛子君）

ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（高橋愛子君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議第63号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第63号 輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（高橋愛子君）

日程第15、議第64号 輪之内町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

建設課長から議案説明を求めます。

高橋博美君。

○建設課長（高橋博美君）

それでは、説明させていただきます。議案書の46ページをお願いいたします。

議第64号 輪之内町下水道条例の一部を改正する条例について。輪之内町下水道条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成27年12月4日提出、輪之内町長。

47ページが改正内容でございまして、附則といたしまして、条例は公布の日から施行するものとしております。

今回の条例の一部を改正する条例につきましては、下水道法施行令の一部を改正する政令が平成27年10月7日に公布され、下水についての排水基準が強化されたことによる条例の改正でございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表により御説明申し上げたいと思っております。末尾40ページをお開きいただきたいと思います。

輪之内町下水道条例の第11条に除害施設の排水基準を掲載しておりますが、(10)のトリクロロエチレンについて、1リットルにつき「0.3ミリグラム」以下となっておりますが、これを「0.1ミリグラム」以下と、排水基準を強化する改正でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋愛子君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

○議長（高橋愛子君）

2番 古田東一君。

○2番（古田東一君）

トリクロロエチレンというのはどんなものなんですか、お聞かせください。

○議長（高橋愛子君）

建設課長 高橋博美君。

○建設課長（高橋博美君）

この薬品につきましては、脱脂力が大きく、半導体産業の洗浄用とか、以前はクリーニング剤として使われておりました。これが1980年代ごろまでは使われておりましたが、発がん性が指摘されまして、現在は限られた工場等しか使われていないというものでございます。

なお、この物質につきましては、1989年に第二種特定化学物質に国によって指定されております。以上です。

○議長（高橋愛子君）

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

これで質疑を終わります。

これから議第64号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第64号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第64号 輪之内町下水道条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

次に、本日までに受理した請願は、お手元に配りました請願文書表、請願書の写しの

とおりです。

○議長（高橋愛子君）

日程第16、請願第5号 「T P P協定交渉大筋合意に関する国への意見書」の提出を求める請願についてを議題とします。

紹介議員の森島光明議員より説明があれば許可します。

森島光明君。

○8番（森島光明君）

それでは、請願第5号ということで、27年11月17日に議長宛てに、「T P P協定交渉大筋合意に関する国への意見書」の提出を求める請願ということで、西美濃農業協同組合、代表理事組合長 小林徹氏から出てまいりました。

その請願趣旨でございますが、49ページにありますように、T P P協定交渉の大筋合意内容は農林水産分野の重要5品目のうち、米については、米国及び豪州に対する特別輸入枠の設定や、牛肉・豚肉等における段階的な関税削減・撤廃であったと。

また、5品目以外の農林水産物は大半が関税撤廃となっており、安価な外国産農産物の輸入が県内農業生産や農村社会に深刻な打撃を与えることは必至であり、生産現場に不安が広がっている。

さらに、情報開示がないまま交渉が進められ合意に至ったことは、J Aグループとして誠に遺憾であり、政府は、今回の合意内容と我が国農業に与える影響を精査した上で生産者に対する十分な説明を行うとともに、生産者の不安な声に耳を傾けるべきである。さらに、「再生産」を確実にするため、関連法制度の整備やそれに沿った予算措置など、万全な国内対策の確立が必要であると。

よって、輪之内町についても県、国に対して生産現場の不安を払拭するため、県内農業や地方経済に与える影響の分析を踏まえた万全な対策が講じられるよう強く求める、意見書を国及び関係行政府への提出を願いたく請願いたしますというものでございます。

請願事項につきましては、1. 米については、輸入米の拡大が主食用米の取引価格に影響が及ばないよう措置を講じること。また、米の需給改善のため主食用米の消費拡大や飼料用米等、非主食用米の利用拡大を図ること。

2. 野菜については、生産性や収益力向上のために万全な生産振興対策を講じること。

3として、畜産については、経営の継続・発展のための環境整備など生産基盤の維持確保が図られる対策を講じることということで、意見書の提出を求めるということで請願が出てまいりました。

以上でございます。

○議長（高橋愛子君）

ただいま議題となっております請願第5号については、会議規則第92条第1項の規定に

基づき、議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにいたします。

○議長（高橋愛子君）

お諮りします。

各常任委員会に付託しました議案については、会議規則第46条第1項の規定によって12月10日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第56号から議第60号、議第63号及び請願第5号については、12月10日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。各常任委員長は、12月11日に委員長報告をお願いします。

○議長（高橋愛子君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

定例会最終日は午前9時までに御参集をお願いします。

本日は大変御苦労さまでした。

（午前11時48分 散会）

平成27年12月 4 日開会 第4回定例輪之内町議会

第2号会議録 第8日目

平成27年12月11日

○議事日程（第2号）

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

日程第3 議 第56号 平成27年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）

議 第57号 平成27年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議 第58号 平成27年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議 第59号 輪之内町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

議 第60号 輪之内町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

議 第63号 輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

請願第5号 「T P P協定交渉大筋合意に関する国への意見書」の提出を求める請願

◎各常任委員会委員長報告（総務産業建設・文教厚生）

（平成27年第4回定例町議会付託事件）

日程第4 発議第5号 T P P協定交渉大筋合意に関する国への意見書について

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4までの各事件

○出席議員（9名）

1番	上野賢二	2番	古田東一
3番	浅野常夫	4番	高橋愛子
5番	小寺強	6番	田中政治
7番	北島登	8番	森島光明
9番	森島正司		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	参事兼 住民課長	岩津英雄
会計管理者兼 税務課長	田中実	教育参事	松井均
調整監兼 総務課長	兒玉隆	危機管理課長	森島秀彦
経営戦略課長	荒川浩	福祉課長	田中久晴
産業課長	中島智	建設課長	高橋博美

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	足利恵信	議会事務局	西脇愛美
--------	------	-------	------

(午前 8 時 59 分 開議)

○議長（高橋愛子君）

ただいまの出席議員は 9 名で、全員出席でありますので、平成 27 年第 4 回定例輪之内町議会第 8 日目は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（高橋愛子君）

日程第 1、諸般の報告を行います。

総務産業建設常任委員長から、議第 56 号、議第 58 号、議第 59 号及び請願第 5 号についての審査報告がありました。

次に文教厚生常任委員長から、議第 56 号、議第 57 号、議第 60 号、議第 63 号についての審査報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（高橋愛子君）

日程第 2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

会議規則により質問は 3 回までとします。

2 番 古田東一君。

○2 番（古田東一君）

先般の交通事故に対して大変遺憾であり、また議会議員として輪之内町のイメージを汚したことを深く深くおわびいたします。

住みたくなる町輪之内。

平成 22 年から 23 年ごろの区域ます住居系土地利用ゾーンに、「住みたくなる町輪之内」を目指して、新集落創生形式のモデルケース的な人口増加策として、2 から 3 世代程度の広さを造成し、一帯を小公園化しての果菜園の配置等、住民の集える新世代向きの分譲宅地施策に取りかかれてはいかがでしょうか。

土地開発公社の余剰金が現在 7 億円あり、町長職につかれた際は、たしか 1 億 5,000 万ほどでしたが、差し引き 5 億 5,000 万余のプラスで、これは町長の実績であり、大いに評価されなければなりません。

公有地拡大に関する法律に抵触するとおもんぱかってか、公社の関連について、先般の議会では具体的な計画はないとの答弁で、町長は、あたかもよそごとのような返答をされておりますが、公社は、実質は町長の命を受けて実務がこなされている町長傘下のシステムであります。

現在、国では、3世代同居の支援策が検討されていると報道されておりますようであり
ます。

町長も、公約で「子育て・福祉環境日本一」を目指しておられるわけですが、お題目
だけ唱えているだけでは前には進みません。

土地取得については、我が町は他市町より地価が比較的低いこと、土地取得施策は困
難が伴うことは百も承知しておりますが、町長は福東輪中土地改良組合理事長を兼ねて
おられますから、従来どおりの施策の継承でなしに新機軸を打ち出されてはいかがでし
ょうか。

24年前の宮川元町長は、職員一丸となって町内をかけ回り、一部地域の基盤整備を実
施し、農道は拡幅され、利便性が高まり、地価の底上げに貢献されたところでありませ
ん。

また、職員の定年後の受け皿として、何が何だかわからないような役職の調査官、調
整監に、何を調査、調整してもらっているのでしょうか。もっと責任のある業務につけ、
経験を生かした仕事をしてもらい、力いっぱい働いてもらうことが大切ではないか。過
去には、町長、助役、参事が理事長を務めていた時期もあった土地開発公社理事長や、
福東輪中土地改良組合 ―― 役員は公選で決められておりますが ―― 等の専任・専門
担当官につけられたらいかがでしょうか、お答えください。

次に、工場誘致施策に関連して、アンテナ不足ではなかったか。

現在、輪之内町に本社のある株式上場優良企業、未来工業が垂井町に工場を進出する
とのことでありません。先月29日、現地に行って調べてまいりましたが、垂井町の栗原土
地改良事業の計画区域の中に取り入れられた計画であり、輪之内町にある設備の一部も
移転計画に含まれていると聞いてまいりました。

同工場は、昭和60年ごろに輪之内町に誘致した企業で、本社を輪之内町に置く条件の
もとに進出、建設された企業であります。各種製品の特許をとり、それを生かした製品
づくり、その後の企業努力の結果、株式上場され、ぐーんと伸びた企業であります。本
社を垂井に変更されはしないかと危惧するものであります。当時の工場誘致契約書の本
社を置く部分の契約条項をお聞かせください。

なお、山田社長は、輪之内町の総合戦略推進委員にもついていたいただいていた方であり、
町幹部は、社長、重役等とのコンタクトはとっていなかったのか。あぐらをかいていた
のか、眠っていたのか、アンテナ（情報収集）が張っていなかったのか、それとも破れ
ていたのか。

町長は福東輪中土地改良の理事長を兼ねておられますが、従来どおりの施策の継承で
なしに新機軸を打ち出されてはいかがでしょうか。垂井がよい見本になるかと思いま
す。お答えください。

小さな一歩、町長交際費について。

住民に輪之内町の町長交際費はほかの市町と比べて多過ぎないかと問われ、私なりに

調べた結果、参考資料、下記のとおりとなりました。確かに他町と比べて町長交際費は、人口割から比べると図抜けていて、他町の二、三倍以上の計上であります。26年度決算は183万円でありました。

師走、12月に入り、職員は28年度の予算策定に入っていると思いますが、町長が指示されない限り、担当者は従来どおりの予算編成をしたいと思います。

最近、新聞紙上でもいろいろにぎわしております政治資金にまつわる使い道について、各種いろんな部類の会議や香典等、本人出席か代理か否かでいろいろ物議を醸しておりますが、これは名目を変えた一種の選挙運動と捉えられているからであります。

輪之内町も町長交際費費用は、他市町並みに減額され、慶弔費関連費用は住民課か福祉課のほうの節10に移され、組み直されてはいかがでしょうか。

職員には超過勤務手当がつけられますが、町長にはそれがありません。町長は24時間勤務状態と認識いたしており、職員と違って残業手当がつくわけではありません。課のほうに任せておけばよろしいかと、少しは身も楽になるかと思いますが、いかがでしょうか、お答えください。

1人より2人、10人の知恵、意見、話を聞く謙虚さ、ゆとりを持つとう、子供らに夢を託せるまちづくり。

以上であります。

○議長（高橋愛子君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

それでは、古田東一議員の御質問にお答えをしたいと思います。

議員からは3点の御質問をいただきました。

まず、1点目の「住みたくなる町輪之内」につきまして、いろんな御意見を頂戴しましたけれども、要約させていただきますと、人口増加策の一環として、2世代から3世代で住める120坪から150坪規模の新世代向きの分譲宅地施策に取り組んではどうかということと解しました。

御案内のように、我が国の人口は、平成20年（2008年）をピークに人口減少時代に突入しております。当町の人口に目を向けますと、国勢調査では平成22年（2010年）まで増加を続け、その時点で1万人を突破した1万28人という数字が出ておりますけれども、今後は、当町も全国的な例に同じくして人口減少期に入るものと思われまます。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計というのがございますが、これによりまますと、平成72年、ちょっと遠い先の話になりますが、2060年には約8,000人にまで減少することが推計をされております。

しかし、議員もおっしゃるとおり、このまま手をこまねているわけにはいきまます。そこで、今年度において輪之内町総合戦略推進委員会というのを設置し、「輪之内町ま

ち・ひと・しごと人口ビジョン」、それから「輪之内町まち・ひと・しごと創生総合戦略」というのを10月に策定をいたしました。そこに示させていただきましたコンセプトとしては、人口減少に対し、安定した雇用の創出、結婚したい若者の希望をかなえ、子供を持てる環境づくりに取り組むことによって、出生率の向上、職業上の理由で当町を離れる若者を抑制して、また当町にUターンなどで戻ってくる好循環がつくられれば、平成72年、先ほどの2060年時点において、当町の人口は現在とほぼ同水準の9,700人程度を維持することが可能であると考えております。

この人口ビジョンを実現するための当面の5年間の取り組み、この5年間というのは平成27年から31年までについてでございますけれども、これについての基本的な視点、具体的な施策を定めた、いわゆるアクションプランが総合戦略でございます。

この総合戦略の中には、分譲地施策について、人口減少が加速的に進む中、定住人口の増加を図るため、民間開発事業者の動向を勘案しながら、公主導の分譲地施策を28年度以降において展開する旨、記載をしたところでございます。

その他にも人口増加策として、自然減対策、社会減対策の両面から、5年間のアクションプランとして各種施策を掲げておりますが、この期間は種まきの期間であると考え、これが10年、そして20年後に確実に成果が出るように進めてまいりたいと考えております。決して、お題目だけを唱えて、言葉で遊んでいるわけではございません。

なお、その推進手法の一つとして、町土地開発公社の剰余金云々の御提案もいただいておりますが、これらの手法については、土地の選定・取得も含め、どの機関で進めるか、総合的に判断しながら、最適な手法で進めてまいりたいと考えております。

また、1点目の御質問の後半部分、定年を迎えた職員の再任用について御質問、御意見を頂戴しておりますので、その点についてもお答えをしておきます。

御質問の中で、調整監、調査官、いろんな名称を言われたようでございますが、定年後の受け皿という発言を踏まえますと、いわゆる調査官のほうを指したものと思われまますので、それを前提にお答えをさせていただきます。

定年退職者の再任用制度については、地方公務員法第28条の4及び第28条の5に基づく制度であって、既に輪之内町職員の再任用に関する条例及び規則も平成12年に制定をしているところであります。

前年度までは定年退職者に再任用制度を適用する事例はありませんでしたが、年金の報酬比例部分の支給開始年齢が平成25年度から段階的に65歳に引き上げられ、これに伴って、60歳で定年退職した職員については無収入の期間が発生することになります。この状況に鑑みて、総務副大臣から、無収入期間が発生しないよう、再任用制度等の適切な運用をすることを要請する文書も発出されたところでございます。これを踏まえて、当町においても、実際に無収入期間が発生する職員が退職した平成27年度から再任用制度を本格的に実施することといたしました。

御質問の調査官という職は、以前になかった職であります。この再任用制度の本格運用に当たりまして、再任用職員に適用する職名として整備をしたものでございます。再任用職員には、言うまでもなく、退職前に培った知識や経験、人脈等、その能力を發揮し、職務を遂行してもらうことを期待しております。現在の調査官も、過去の経験等を生かして町行政の推進の一翼を担っていただいております。

再任用制度の運用は、これからも引き続き実施してまいりますけれども、再任用者の配属につきましては、他の職員と同様、人事管理の一環として考えてまいります。

次に、2点目の工場誘致施策に関連しての御質問にお答えいたします。

町内に本社機能を有する企業が垂井町にも工場進出する報道に接し、本社機能を移転するのではないかと危惧をしているとのことでありますが、これら一連の動きについては、企業の経営戦略により意思決定されたことでありますので、私どもがその全てをコントロールできる立場にはないことを、まずもってお断りしておきます。こういった一連の動きは、まさしくその企業の経営戦略の最高意思決定機関であるため、公表されるまで秘密裏に動くことが通常の手法であります。

ただ、私どもといたしましては、一連の動きに対して手をこまねいて静観していたわけではございません。少しその当時の経過について、概要を御説明いたしたいと思いません。

私どもは、あくまでうわさの段階ではありましたが、そういった断片情報をキャッチしましたので、垂井町への進出が表明される数カ月前には、業務拡張により工場用地の拡張があるのであれば相談に乗るべくアプローチをかけておりますし、関係役員と面談も行っております。しかし、そのときには、輪之内町内での拡張予定はないとの回答でございました。

そして、垂井町への進出が新聞紙上で公表される3日ほど前に当該企業から役員の方が来庁されまして、垂井町へ進出することを意思決定した旨、お聞きをしたところでございます。

そのときの説明によりますと、当初は関西方面への進出を検討していたが、目にかなう物件がなかったため、断念せざるを得なかったこと。また、当該企業の大垣工場や養老工場が老朽化してきているため、建てかえを含めて検討してきたが、配送などの機能を1カ所に集約したかったため、また災害対策の一環であるBCP（Business Continuity Plan）、いわゆる業務継続計画、そういったことの関連から、当町における拡張ではなく、垂井町への進出を決めた旨、説明をされました。その際、本社機能については、今までのとおり輪之内町に置くとの説明を受けた経過がございますし、今現在においても、本社機能を垂井町に移す計画等についての話は聞いておりません。

さて、議員御質問の当時の工場誘致契約書に本社を置く部分の契約条項はについてです。当時の契約である昭和59年1月に締結された契約書の条項の中には、確かに本社機

能を輪之内町に置くという条項はございますけれども、未来永劫この輪之内町に本社を置いて、移転させてはならないという制約条項にはなっておりませんので、その辺をお知らせさせていただきます。

次に、垂井町栗原土地改良事業と同様の手法を用いた誘致事業の推進をしてはどうかと、この御質問につきましては、私どもも、手法としては非常に有効な手法でありますし、しかも、実現について有効な手段であると認識はしております。したがって、今後の工場進出の中でこういった方法をとることも十分考えられます。ただ、今後の農業経営のあり方を考え、基幹産業である農業と工業がうまく融合したまちづくりを考えると、これは唯一の開発手法というよりは開発手法の一つとして、選択肢の一つに加えて検討をしてまいりたいと考えております。

続きまして、3点目の小さな一歩についてお答えをいたします。

3点目の御質問の趣旨は、町長交際費の削減と私の職務を職員に分散してはどうかとの御提案でございます。

まず、町長交際費についてお答えをしたいと思います。

交際費とは、御承知のとおり、対外的な活動や公の交際を進める上で必要とされる経費であります。したがって、単純に地方公共団体の人口規模だけで比較する性質のものとは考えておりません。

当町の町長交際費は、平成16年度の当初予算では288万円、平成17年度から平成22年度までは210万円、平成23年度からは200万円と、削減をしつつ推移をしてきております。交際費は、その用途に関し住民の関心が高い経費であるため、最小限度の予算計上にとどめるべく努力をいたしております。小さなところからでも不要な経費の削減を図ることが、積み重なれば全体経費の削減にもつながるとのお考えでの御質問であろうと理解しております。しかしながら、交際費は予測できない経費の側面もございまして、年度の途中で補正予算を組むべき性質のものではないと理解しておりますので、前年度までの支出状況を勘案しながら予算額を計上したいと考えておりますので、御理解をお願いします。

また、私の職務は、休日や夜間に及ぶ場合が確かに何日もございます。この点について、私一人で抱え込まずに職員に代行させてはどうかというお気遣いかと受けとめました。素直に感謝の意を表したいと思っております。しかしながら、町政を担わしていただいております私が出席すべきと判断したものについては、その責任から、できる限り出席をしておるのが現状でございます。今後とも、健康に留意し、このような考え方で事務を進めてまいりたいと考えております。

以上で、古田東一議員の御質問の答弁とさせていただきます。

(2番議員挙手)

○議長（高橋愛子君）

2番 古田東一君。

○2番（古田東一君）

大変前向きな御返事をいただきまして、ありがとうございます。

一番最後の、私、参考資料にいたしました安八町の交際費が書いてありませんけれども、これはお聞きしたところ、235万ほどだということでもあります。けど、担当者が見えませんでしたので細かいことは聞けませんでしたけれども、それだけあったということでもあります。

それから、慶弔などのお見舞いに行くときに、住民課か福祉課のほうの誰かにとも書いたのですが、そういうつもりはないということでしょうか、お答えください。

○議長（高橋愛子君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

お答えします。

当然、町長が出るべき部分であっても、私も24時間しか時間がございませんので、私が都合のつかないときには、当然、福祉課の職員をして、かわりに行ってもらうことはございます。

○議長（高橋愛子君）

1番 上野賢二君。

○1番（上野賢二君）

おはようございます。

引き続き、2点質問させていただきます。

1. 人口減少対策の施行について。

全国的に人口減少、特に少子・高齢化による若年層の人口減少が危惧され、2060年に1億人程度の人口を維持するとした国の長期人口ビジョンを踏まえ、各自治体が地方人口ビジョンと人口減少対策の5カ年計画「地方版総合戦略」を来年3月までに作成することになっております。

当町におきましても総合戦略推進委員会にて協議され、「まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」並びに「総合戦略」が策定されました。この施策を着実に施行推進し、他市町間競争に打ち勝ち、危機感を持って対処していくことが望まれます。

しかし、子育て支援の強化や若者向けの雇用創出などによる出生率の向上や、移住者・定住者をふやし、人口流出を食いとめるなど、各自治体の施策に大きな違いはありません。いかに熱意を持って実践し、いかに成果が出せるのかが大きな問題であり、重要であると思います。

それには、意見書にも記しましたが、この総合戦略は多岐、各課にわたるため、各課の連携・協力が必要であり、横断的に動き、動かし、施策の推進、進捗状況の把握、結

果の追及や他市町の情報収集など、専属的に活動する職員や部署、例えばまち・ひと・しごと創生総合戦略室（課）等が必要であると思います。各課の職員が業務の傍らでは結果があらわれないと考えます。町長の御見解をお伺いいたします。

2. 公共施設のトイレを洋式化に。

昨今、洋式トイレが一般化してきている中、文化会館等、当町の公共施設のトイレの洋式化がおこなわれていると思います。

今年度の敬老祝賀会においても、高齢者の方が大変難儀をされているとお聞きしました。高齢者や障がいのある方など、和式トイレが使用できない方々のためにも洋式化を促進するべきと思いますが、いかがでしょうか。よろしくお伺いいたします。

○議長（高橋愛子君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

それでは、上野賢二議員の御質問にお答えをいたします。

上野議員からは2点の御質問をいただきました。

まず、1点目の人口減少対策の施行についてでございます。

議員がおっしゃるとおり、今年度において、いわゆる産官学労言と言われておりますが、産業界、行政機関、教育界、金融機関、労働団体の関係者、マスコミ、そして公募した町民の方々から成る輪之内町総合戦略推進委員会というのを設置いたしまして、都合4回の協議を重ねてまいりました。そして、10月末に「輪之内町まち・ひと・しごと人口ビジョン」並びに「輪之内町まち・ひと・しごと創生総合戦略」というものを策定したところでございます。

策定した総合戦略は、向こう5年間の具体的なアクションプランとも言うべきものであり、そのプランに掲げる各種施策を着実に施行推進し、他市町間との競争に打ち勝つため、危機感を持って対処、実践していくということが重要でございます。その認識に関して言えば、上野議員と全く同じでございます。

それらの計画に向こう5年間に掲げる各種施策というものを推進すれば、すぐに人口が劇的に増加する、もしくは減少のスピードを劇的に食いとめることができるというのは、そこまで考えるのは早計であると考えております。やはりその効果が見えてくるのは、10年後、20年後にじわりじわりと効果があらわれてくるものだと考えております。そういう意味からも、議員各位を初め、関係機関とも連携をとりながら進めてまいりますので、その際には、各種施策への御理解、御協力を改めてお願いするものであります。

さて、御質問の総合戦略に掲げる各種施策を推進するための体制についてでございます。上野議員御指摘のとおり、総合戦略は多岐にわたるため、各課の連携・協力が必要であること、その全体をコントロールする組織が必要であるという考え方に、その意を異にするものではございません。

また、常日ごろ言っておりますが、「名は体をあらわす」という言葉がございますように、町の取り組むべき姿勢を行政機関の課の名称等に付与することも、ある意味、具体的に理解を得るという意味で必要だろうと考えております。この考え方から、平成25年には、「危機管理課」「地域の魅力発信室」等の組織改編で具体的な名称変更を伴った改編をしたところでございます。

ただ、これは過去の反省も踏まえてでございますが、新たな組織を設置しても、そこに専任の人員を配置できなければ、結局のところ、形を整えるということになってしまいます。臨時職員というのも多数抱える現在の町の組織の中で、果たしてどれほど人員の張りつけができるのかという課題もございます。そういう意味におけば、今回策定した総合戦略の内容というのは行政全般にわたりますし、それは各課の業務の傍らで取り組むのではなくて、各課の業務そのものでございますので、その各種の事業推進は関係課で行って、全体については、私が平成19年に、就任当初に設置いたしました経営戦略課という組織がございますけれども、まさにこれは町行政の推進のかなめでございますので、ここでコントロールしながら、各課の主体的な取り組みというものを指導していく体制が現状では最適であろうと考えております。

もちろん、先ほど来の御意見の趣旨は十分理解できますし、町の生き残りをかける総合戦略であることを考えれば、今後、計画の進捗状況を見つつ、適切な時期に、具体的な実行組織としての組織改編をする選択も十分あり得るものと考えております。その点は申し上げておきたいと思っております。

続きまして、第2点目の公共施設のトイレを洋式化にの御質問にお答えをいたします。

まず、現状についてでございますが、文化会館の男子便所には和式が3基、洋式が2基、女子便所には和式が8基、洋式が2基設置されております。都合、洋式便器は、男女合わせて計4基設置されており、洋式便器の割合というのは26.7%というふうになっております。その他、多目的トイレにも洋式便器が設置をされているところでもあります。図書館については、男女合わせて3カ所が洋式便器となっており、洋式便器の割合は33.3%となっております。役場の本庁舎については、庁舎改修により洋式便器の設置数がふえて、洋式便器の割合は53.3%というところまでなっております。

高齢社会において公共施設のバリアフリー化に加えて、各家庭における洋式トイレの導入状況が進んでいることとも相まって、公共施設のトイレの洋式化は、議員同様、必要であると認識をしております。各施設の改修時期等にあわせて、順次、計画的に洋式便器の設置を進め、住民の皆様に優しい施設にしていきたいと思います。

以上で、上野賢二議員の御質問の答弁とさせていただきます。

(1番議員挙手)

○議長（高橋愛子君）

1番 上野賢二君。

○1番（上野賢二君）

全体的に前向きな御回答をいただきました。

まず、1点目の人口減少対策に対する体制でございますが、いずれにしても、この5年間にいかに手を打ち、実行できるか。これは、40年、50年先の輪之内の基幹的な運営に大きく影響するということだろうと思いますので、そうした姿勢をやっぱり内外に示す。これは行政だけが旗を振っておっても、やっぱり町民、企業、そういったものが一緒になって動かないと、本当に前へ進まない事業だろうと思いますので、その点、少しでも早くそういった姿勢を外に打ち出していきたいというふうに思います。

トイレの洋式化につきましては、今、お聞きしましたが、いかにもトイレの洋式化率が低いなというふうに感じております。今、町長が言われましたように、各家庭もほとんど洋式になってきておりますし、外へ出かけましても、いろんな施設がほとんど洋式になっておるということで、町の施設に来たときに和式トイレを利用しないかんということでは、やはり町のイメージも悪くなると思いますし、それと何よりも、やっぱり洋式に体がなれてしまいましたからなかなか、いざ和式に行くと、我々でも非常に苦痛な部分がございますので、これもスピードを速めて洋式化に、まず文化会館は特に進めていきたいと思います。いろんな方が、やっぱりいろんなイベント等で来られたときに大変困られるということがございますので、スピード感を持って当たっていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（高橋愛子君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

再質問と同時に、励ましの言葉をいただいたものと理解しております。

おっしゃるとおり、ここ5年間ほどにいかに手を打つかということは、将来、その部分が芽を出すかどうかということによって何十年も先の町の将来にかかわってくることでございます。そういう意味で覚悟を持って取り組みたいと思いますし、今、おっしゃられたとおり、最終的には行政が旗を振ることは当然でございますけれども、行政の旗振りだけではなく、町民の皆さん、それからここで企業活動をしておられる組織の方にも、具体的な形で御参加いただく組織をつくっていくことも大事だと思っております。そういう意味では、姿勢を示すということについては、議員の言葉に全く異を唱えることはございません、そのとおりだと思っております。

それから、トイレについてでございます。イメージの問題だけじゃなくて洋式になれちゃっているんでという、これも、やっぱり時代的な背景というのがあるんだろうなと思いつつ、その流れは加速してくると思っていますので、その感覚におくれないように、スピード感を持ってやれる部分があればいいなと、そんなふうに思っております。どうか御理解をお願いします。

(1 番議員挙手)

○議長（高橋愛子君）

1 番 上野賢二君。

○1 番（上野賢二君）

ありがとうございました。

これ以上言うことはございませんが、いずれにしましても、できるだけ早く実現していただくように、よろしくお願いを申し上げます、質問を閉じさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（高橋愛子君）

9 番 森島正司君。

○9 番（森島正司君）

おはようございます。

引き続き、お尋ねいたします。

私はマイナンバー制度について、2つの角度からお伺いしたいと思います。

まず、マイナンバー制度の運用について、必要最小限にしていきたいということでお伺いします。

マイナンバー制度関連事業の収賄容疑で厚生労働省職員が逮捕され、問題となりました。また、その後の報道で、マイナンバー制度をめぐって事業を受注した大企業が政権・与党に政治献金をしていたことも明らかになっております。

マイナンバー関連事業でこれまでに国が発注した862億円のうち、約9割の772億円を大手電機企業など9社が受注し、そのうち6社には行政機関の幹部33人が天下りをしており、その中の4社が自民党の政治資金団体「国民政治協会」へ5年間で2億4,000万円以上の献金していたことが明らかになっております。

住基ネットが2003年に導入されてから12年たつのに、住基カード普及率はわずか5%、それなのに今回のマイナンバー制度は、住基ネットのシステムを基盤にして開発されており、そのことによって住基ネットシステムを開発した企業が再び受注しているのがあります。システム開発からセキュリティー対策や利用拡大を含めると、市場規模は3兆円に上ると言われております。この市場規模に群がる、まさに利権まみれの制度ではないでしょうか。町長は、このような実態についてどのように認識しておられるのでしょうか。

当町の27年度当初予算で電子計算費にシステム保守修正委託料1,231万8,000円が計上され、9月補正で543万円を追加、さらに今回、中間サーバー整備費等負担金として439万6,000円が追加されました。これらはマイナンバー制度に対応するための予算との説明を受けておりますが、このほかにマイナンバー制度導入に関連する経費はどのようなものがあって、その総額は幾らになるのか。また、今後、この制度の運用に当たって、

年間どのくらいの経費を見込んでおられるのか、お伺いいたします。

このように、システム改修に膨大な経費をかけて、町民にどんなメリットがあるのでしょうか。町民にとってほとんどメリットのない、この制度の運用は、当町においては必要最小限にさせていただきたいと思います。

続きまして、個人番号の町民からの徴取についてお伺いします。

個人番号は、行政が分散管理している個人情報をつなぐものであり、みだりに他人に知られないようにすべきものと認識しております。通知カードに同封されてきた説明書にも、みだりに他人に知らせないように注意書きがされております。

ところが、先日、シルバー人材センターから、会員各位に「マイナンバーに関するお願い」として、11月30日までに期間厳守で通知カードを本人持参の上、届け出るよう依頼がありました。そのほかにも、大小さまざまな事業者から、従業員など関係者に対し、同様の依頼があるものと聞いております。しかし、その届け出た番号が流出した場合の対応について、誰がどのように責任をとるのか、一切明らかにされておられません。

ある事業者の書類では、「収集したマイナンバーは、行政手続以外には使用しません」と記載されているものの、その保証はお互いの信頼関係でしかありません。さらに、その行政手続は、税理士や社会保険労務士等、第三者に委託するケースが多く、ますます不安になってまいります。個人番号が関係のない第三者に流出しない保証は全くありません。

町長は、このような状況下で、町民に対しては個人番号を事業者に提示すること、また事業者に対しては個人番号を徴取することについてどのように指導されているのか、お伺いします。

全国中小業者団体連絡会、これは民主商工会と言われてはいますが、この連絡会が去る10月下旬に、マイナンバー制度実施の延期・中止などを求めて政府交渉を行いました。そのとき、内閣府、国税庁、厚生労働省等は、源泉徴収票、確定申告書、雇用保険、健康保険、その他の法定書類に個人番号が記載されていなくても書類は受け取る、記載されていないことによる罰則はなく、従業員、事業者にも不利益はないと答えています。すなわち、事業者は、従業員の個人番号がわからなければ記入しなくてもよく、従業員は、何らかの事情があつてマイナンバーを知られたくなければ知らせなくてもいいということではないでしょうか。このことは公式には明らかにされておませんが、こういうことも含めて町民に説明すべきではないでしょうか。町長の見解をお伺いいたします。

○議長（高橋愛子君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

それでは、森島正司議員の御質問にお答えいたします。

議員からは2点の御質問をいただきました。

まず、第1点目のマイナンバー制度の運用は必要最小限にという御質問についてのお答えでございます。

申すまでもなく、マイナンバー制度というのはICT技術の進歩によって可能となった制度でございます。膨大なデータを処理するためにはICTの活用が必要条件であります。御承知のとおり、マイナンバー制度は、法律で規定された制度であり、全国で一斉に開始されるもので、当然ながら、そのシステム等の条件整備には多額の費用を必要とするものであります。

先ほど御質問にもございましたし、報道もされておりますが、マイナンバー制度に伴うシステムの導入を巡っての贈収賄事件が発生しております。残念であります。これは当該職員の個人としての資質の問題であり、公務員としての自覚の欠如によるものと理解をしております。

確かにマイナンバー制度によって新たな需要が生み出され、関係事業者にすれば受注を望むことは当然でありますけれども、あくまで国民の税金を条件整備の財源とするということであれば、適切な競争、契約手続等の透明性が求められるものであることは論をまたないと考えております。

次に、マイナンバー制度に対応するために年間の経費はどれくらいかかっているかということでございます。イニシャルコスト、いわゆる初期投資に係る分でございますが、当町の例で申しますと、平成26年度が歳出993万円で、うち国庫補助分が862万6,000円、一般財源が130万3,000円、平成27年度が歳出2,714万2,000円で、うち国庫補助金が1,735万9,000円、一般財源が978万2,000円、平成28年度の歳出予定額についてでございますが、現時点の積算では1,684万8,000円、うち国庫補助金が778万2,000円、一般財源が906万6,000円となっております。現在までの歳出合計は5,391万9,000円でございます。

また、ランニングコストについてでございますが、これらの機器導入分のリース料、保守料として、向こう5年間で約900万円、これらは全て一般財源で措置することとなっております。

経費の分類をしてみますと、既存の住基システムの改修分として、当町の基幹系システムである総合行政システムにクラスターしております各種システム、具体的には住基システム、団体内統合利用番号連携システム、障害福祉・介護保険システム、財務会計・人事給与システム、健康管理システム、サーバー等の改修経費でございます。

また、国が管理する中間サーバー関係として、中間サーバーの利用負担金、自庁と中間サーバーを接続するための接続設計・設定費用、管理用端末・接続端末のリース料等でございます。

さらに、自治体情報セキュリティーとして、インターネット専用回線の敷設、インターネット専用端末、二要素認証、総合行政ログイン切りかえ等の経費でございます。

さきに申し上げましたとおり、マイナンバー制度は、国会での議論を経て法律として制定された制度であり、国が社会インフラとして整備するものであります。我々地方公共団体としては、番号法の規定に従って、滞りなく事務を進めるべきものと考えております。

次に、第2点目の個人番号の町民からの徴取についてのお尋ねでございます。

御承知のとおり、個人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法でございますが、これが平成25年5月24日に成立し、同月31日に公布され、その後、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行期日を定める政令、いわゆる番号法の施行期日を定める政令でございますが、これが平成27年4月3日に公布されたことによりまして、平成27年10月5日以降、各家庭に簡易書留により、国民一人一人に通知をされているのが現状でございます。

一般的にマイナンバー制度や番号制度と呼ばれる、この制度の目的は、個人番号の利用によって国民の利便性の向上と行政事務の効率化、そして公平・公正な社会を実現するための社会インフラの構築にあります。

番号制度が導入されることによって、国の行政機関や地方公共団体において縦割りで管理されていたさまざまな情報の名寄せや入力、これらに要している時間や労力が大幅に削減されるとともに、これらの事務をより正確に行うことができるようになることは御存知のとおりであります。

また、唯一無二の番号を利用することによって所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなって、社会保障給付を真に必要とする人に、きめ細やかな支援が可能となるメリットがあるとされております。

さて、お尋ねの個人番号は、みだりに他人に知られないようにすべきもの、またその届け出た番号が流出した場合、誰がどのように責任をとるのか、一切明らかにされていないのではないかということについてでございますけれども、個人番号を含む個人情報、いわゆる特定個人情報として定義をされ、個人番号を含む個人情報ファイルは、特定個人情報ファイルとして厳格に定義をされ、法律上の保護の対象となっております。

また、国の特定個人情報保護委員会は、事業者向けの「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」、こういったものを発出するなど、特定個人情報の適正な取扱いの確保を求めています。

申すまでもなく、大変重要な番号でありますので、議員御指摘のように、みだりに他人に知らせることは、その性格上、すべきではないと思っております。

その届け出た番号が流出した場合に、その責任者が正当な理由がないのに特定個人情報ファイルを他に提供したときは、4年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金に処せられるという大変重い刑が科せられ、社会的制裁を受けることとなります。

また、安全性の担保についてお話しさせていただきます。マイナンバー制度では、情報管理の安全性の観点から、制度・システムの両面からさまざまな安全策を講じております。

例えば、サイバー攻撃などにより個人情報が流出するのではないかとというリスクに対しては、こうした情報を扱う税や住民基本台帳といった基幹系システムとインターネット回線を分離するという対応しております。

さらに、万が一、マイナンバーが流出し、悪用されるおそれがある場合には、マイナンバー自体を変更することも可能でございます。

成り済ましなどで悪用されるリスクに対しては、マイナンバーを使って各機関が手続を行う際には、個人番号カードや免許証などで厳格な本人確認を法律上義務づけているということを申し上げたいと思います。

個人番号を徴取することをどのように指導しているかということですが、例えば民間事業者は、従業員の給与の源泉徴収票を作成したり、外部の方に講演や原稿の執筆を依頼し、報酬を支払う場合、報酬から税金を源泉徴収し、支払調書を作成しておりますので、平成28年1月以降、これらの手続を行うために個人番号が必要となります。このため、民間事業者は、従業員や報酬の支払い先から個人番号の提供を受けることとなります。

お尋ねの件、全般についてであります。マイナンバー制度自体は、一義的には制度設計をした国が責任を持って、その管理下のもとで行うべきことと考えております。

これまで、国は、テレビ、ラジオ、新聞、ホームページ、ポスター等の広報やコールセンターの開設、事業者や自治体の説明会を実施し、指導や制度の周知に努めていると承知をしております。

町においても、町報や、輪之内チャンネルや、パンフレット・チラシ等を設置するなど、制度の周知に努めております。

これに関する町内の動きとしては、町内企業でつくる輪之内町企業連絡協議会においても、中小企業診断士などの専門家を招聘し、マイナンバーの研修をしたと聞いております。

また、御質問の中で、マイナンバーを知られたくなければ知らせなくてもいいという御意見でございます。意見は意見でございますけれども、事業者が支払調書や源泉徴収票などの法定調書を税務署に提出する場合には、国税通則法や所得税法等で従業員等の個人番号を記載することが義務づけられております。当然に、従業員から個人番号を提示してもらうこととなります。

このように、個人番号の提出は法令により必要となっておりますので、御協力願いたいと考えております。

以上で、森島正司議員の御質問の答弁とさせていただきます。

(9番議員挙手)

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

マイナンバー制度の構築にさまざまな経費がかかるということを、今、説明をいただきました。しかし、このマイナンバー制度の活用によって町民が具体的にどういう利益を受けるのか。行政側の手続の簡略化といえますか、容易にできるというように、行政側におけるメリットというのはかなりあると思いますけれども、町民のサイドにおけるメリットというのは、従来と比べてそれほどメリットがない。いろんな書類を持っていなくてもいいという程度のことであって、具体的に町民がどのくらいそれを望んでいるのかということを見ると、ほとんど要望はないと私は認識しておりますが、具体的にどのような要望、声を聞いておられるのか。マイナンバーについて、こうだからあったほうがいいというような声を聞いておられるのかどうか、その辺をちょっとお伺いしたい。

莫大な経費をかけて、町民の要望に応えるものにはなっていないと私は思っています。したがって、町長も前、全国的にやられて当町だけがやらないわけにはいかないというふうに言われましたけれども、そういった意味で、当町において積極的にこれを活用するということではなく、必要最小限にとどめておいていただきたいというようなことについて、改めてその辺の考え方を伺いたいというふうに思います。

それから、マイナンバーの徴取についてですけれども、内閣府、あるいは国税庁、厚労省などにおいても、仮に個人番号が記載されていなくても書類は受け付ける、このように答弁している。そして、ナンバーを記載しなかったことによる個人への不利益、あるいは事業者への不利益、そういったことは一切ない、こういうふうなことを言われているわけですが、今、町長は、法律に決められていることだから、これはやらなければならない。そして、ナンバーを通知しないというのは、単なる個人的な意見だということで、私には関係ないかのような答弁をされました。けれども、実際には個人ナンバーの流出が、そういう危険性というのが現実にあるわけですから、それを恐れる町民が嫌だと言えば、これは仕方がないのではないかと。そういった人に強引にナンバーを知らせなさいというようなことはできないと思いますけれども、その辺のところを、今、法律的には罰則がない、何の不利益もないというふうになっておるということを明らかにすべきではないか。その辺のところを明確に指導していただきたいというふうに思うわけですが、その辺の考え方を伺いたいと思います。

○議長（高橋愛子君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

再度の御質問でございますので、確認的な意味も含めて、再度お話をさせていただきます。

まず、1点目について、行政側のメリットはあるんだけど、町民がメリット、そんなになんないんじゃないのと、そんな趣旨のお話だったと思います。ただ、これは冒頭、第1の回答で申し上げましたように、社会インフラとして整備された以上、その利用を、最大限効用を発揮するために運用していくということの中で、町民の全体としての効率を上げていく。いろんなこと、事務事業を進めていくときのメリットにつながってくると思いますので、直接・間接的な意味を含めて言うならば、決してそれぞれのところに関係がないものではないと私は考えております。

それから、当町においてどんな声を聞いているのという話でございますが、これは番号法の制定以降の状況をマスコミ等でも、いろんな意味での啓蒙普及活動をされております。具体的にあの人がこうだということを聞いては、私自身はおりませんけれども、やはり国会で十分議論された上の番号法だと思っておりますので、その方向の中で議論することは、そういうことにすべきなんだろうと、私自身はそういう認識でおります。

それから、マイナンバーの取り扱いについて、要するに議員のおっしゃったのは、番号を知らせなくても罰則もないし、だからそれは知らせなきゃ知らせないでいいんじゃないのと、それも民主商工会の組織を中心とする全国中小業者団体連絡会への回答の中で言っているよというお話のようであります。確かに法律上の罰則もございません。これを罰則で強制するレベルのものなのか、むしろ納税等が国民の義務であることを考えた場合には、当然、その辺について適切な運用がされるように、その運用自体に協力することも私は必要なことだと思っております。

ただ、今までのいろんな質疑応答集等によりますと、やはり議員がおっしゃったように、どうしても嫌だというものについて強制しなくても、出さなくてもいいよと、罰則も確かにないよということになっておるんです。それはそのとおりなんですけれども、私どもは、例えばいろんな法律、法令に基づく各種申告書等に個人番号欄というものをつけることになっております。それは当然のことながら、必要な部分として理解されて、様式の中に取り込んでおるものでございますから、そこに書いていただくのは、私の思いとしては書いていただきたいと思っております。ですから、それを罰則がないから書かなくてもいいよなんていうことを私どものほうから、ちょっと町民のほうにお知らせするという類いのものではないと私自身は思っておりますので、その辺はよろしく御理解をいただきたいと思っております。以上です。

(9番議員挙手)

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今の個人情報の流出した場合の対策が今の状況では、罰則はあるかもしれませんが、被害を受けたほうの救済策というのは何もない。だから、罰則があるから流出はしないというのは限らない。もし、流出した場合に、その個人の受けた被害というのは、これははかり知れないというふうに思うわけです。

こういうような状況の中で、この番号を通知させようとするに、この制度上の問題があるというふうに思うわけで、だから、そういう意味で今の番号を書かなくてもいいということを明らかにしていくということは、町民に対して過度な不安感を抱かせなくても済むのではないかというふうに思うわけですので、法律で決まっていることをやらなくてもいいということは言えないというふうなことを言われますけれども、法律そのものが完璧ではないんだというような状況の中で、それに対する対応として、そういうことは十分あり得るというふうに私は思っているわけであります。

それと、そもそもこの制度というのは国民の要望から出たものでなく、最初の質問で言いましたように、特定の大企業が利益をむさぼっていると、そういう大企業の要望からスタートしているというふうに思うわけです。政権・与党への多額の政治献金、こういったことも含めて、今、政治がゆがめられているんだ、それが国民の犠牲の上に行政が行われているというふうに思うわけであります。この辺の受注した企業からの企業献金が多額に上っているというようなことについては、町長はどのように考えておるのか。最初の質問に対する、この辺のところは答弁がなかったと思いますので、もう一度お答え願いたいと思います。

○議長（高橋愛子君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

再度の御質問でございます。できる範囲でのお答えになろうかと思います。

基本的に、まず何点かございますが、流出した場合の個人の被害補償が十分認識されていないのではないかと。そもそも国民の要望にかなったものじゃないんじゃないのということで、結果から言うと、法律そのものが十分国民の理解が得られないままやったんじゃないのという話でございますが、被害といえますか、情報流出の可能性というのは、別にこの番号法システムそのものだけが持つ特有のものではなくて、高度にICT化した社会インフラとしての情報システムそのものと共通のリスク要因だと思っておりますので、それをリスク要因としてとられますと、この番号法自体をどうこうするかという話になってまいりまして、そこがもう既にはなから意見が分かれているところですので、その部分について、私は答弁の範囲を超えておりますので、これ以上は申し上げることはございません。

それから、そもそも一つの利権構造の中で、大手のベンダーを中心とするICT関連企業云々という話が今ございました。これ、冒頭の答弁でも申し上げましたとおり、I

CT化による効率的な社会インフラの整備というのは、これは番号法システムそのものだけにかかわらず、ほかの情報システムを含めてそうでございますけれども、時代の流れの中で導入が検討されているものでございます。そういう意味では、私もちょっとどういう趣旨でおっしゃられるのか、はかりかねている部分もございますが、これは社会インフラの整備と政治献金そのものが、仮にどこかで結びついているのかどうか、私にははかり知ることはできませんけれども、もし仮にそういうことが、あるのかないか正直言ってわかりません。政治献金は表へ出ていますので、その企業からそこへ政治献金をしたんだらうと、私は確認しておりませんが、そうだと思いますけれども、でも、それとインフラの導入と直接的な因果関係があるような形でされているものではないと私は考えています。

○議長（高橋愛子君）

3番 浅野常夫君。

○3番（浅野常夫君）

お許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

町有地について。

私は何年か前にも2回ほど、仁木農協跡地について質問させていただきましたが、その都度、町長の答弁は、検討している、考えていると、いつも同じ答弁です。

私は、かねがね消防分署を置いたらどうかと言ってきました。とても大きな事業だと思います。一度に全部完成できないことは、私もよくわかっております。しかし、今どこまで計画が進んでいるかも全然わかりません。大垣消防署との話はとても難しいとは思いますが、前にも言いましたが、分署がないのは輪之内町だけです。

これからどんどん高齢者がふえる中、救急車の出動もふえると考えます。この整備が安心・安全につながると思います。町長の本当の腹の中を聞かせてください。よろしくをお願いします。

○議長（高橋愛子君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

浅野常夫議員の町有地についての御質問がございましたので、お答えをさせていただきます。

この質問、過去、何回か御質問いただいております。最近では、平成27年3月の定例議会においても同様な御質問をいただきました。改めてお答えをさせていただきます。

仁木農協の跡地は、西美濃農業協同組合の組織改革により支店が取り壊された際に町が取得し、現在は、保育園・学校の行事や教育委員会行事等の際に駐車場として活用しております。当該跡地の有効活用については、議員からは大垣消防組合の分署を設定してはどうかというような御提案もいただいているところでございます。

輪之内町に消防分署を設置するということにつきましては、安全・安心のまちづくりに欠かせない重要案件であることは私も十分認識しておりますし、今後の輪之内町の発展のために当町に分署の設置が必要なものと考え、機会あるごとに当町への分署の建設に向けて、関係機関の理解を得るべく、強力に働きかけていくと答弁をさせていただいております。この考え方は、今もみじんも変わることなく、事あるごとに働きかけを行っておるところでございます。

ちょっと状況を見てみますと、南分署管内で受け持つ人口の割合は、輪之内町が68.2%、これはエリアを持つ大垣市よりも多い状況でありますし、福東大橋は、朝夕は激しい渋滞を引き起こしており、このことが南分署からの緊急車両の到着時間がおくれるということにつながっております。一分一秒を争うという場合に大きな課題となっていることは、これは疑いのない事実であります。

高齢者がふえ、緊急車両の出動回数も増加が予想される中、平成26年の緊急車両の現場到着所要時間を探ってみますと、緊急車両の平均到着所要時間は約10.2分と、平成24年と比較しますと、0.5分ほど遅くなっております。また、大垣市内の現場到着時間と比較しますと、3.2分ほど遅い状態であります。大変懸念をしているところでございます。

したがって、現在の南分署が建設されて以降の社会情勢の変化、中でも想定を超える福東大橋の渋滞状況等を踏まえて、輪之内町民の安全・安心の確保のために輪之内町内に分署の設置を再三お願いしているところではありますが、残念ながら、現在のところ、当町が望む成果が目に見える形では出ていないということでございます。

今さら申すまでもないことですが、大垣消防組合は1市4町で構成されている一部事務組合でありますから、輪之内町に分署を設置するという自体は、関係市町の理解を得なければなりません。また、当町に分署を設置ということは、大垣消防組合の組織変更、定員管理等の諸問題も当然ながら生ずるものでございます。そういう意味では、議員がおっしゃるとおり、当町に消防分署の早期設置はとても難しいものであり、要望の実現に至る道のりというものは、私どもがよほど強い意思を持って、関係者に実情を知っていただいて、我々の強い意思、願いをどう理解していただくかに尽きるのかなど、そんな思いを日々強くしております。

輪之内町を直轄しております中消防署南分署は、昭和47年3月に完成しており、現在、既に43年経過しております。今現在の一部事務組合による消防庁舎建設事業計画、こういうものがございますが、建設費や公債費の増加による構成市町の組合負担金の急激な増嵩を避けるため、複数の庁舎の同時建設を極力避けて、平成27年度から41年度までの15カ年事業としております。今年度は基本設計を行っており、6庁舎中で一番新しい南分署の建設の時期というのは、現在のところ、平成39年度から41年度ぐらいと、計画上はそんなふうになっております。そういう意味でいいますと、輪之内町に大垣消防組合

の分署を設置する一つの機会は、南分署の改築の時期だろうと思っております。

私自身も含めて、機会あるごとに管理者、それから組合議員等々に、川を越えて輪之内町に消防庁舎の分署をぜひとも設置してほしいと申し上げております。担当課長会議等においても、その都度、その庁舎の建設においては、現位置の建てかえではなく、その建設場所の選定も含めて検討してほしいと申し上げているところであります。

このように、機会あるごとに輪之内町内に分署を設置してほしいということを要望しておるところでございます。

公式の場では、平成25年3月26日、定例組合議会がございました。その中で、消防施設整備基金をつくって現消防庁舎の建てかえを順次していくという報告がございました。その時にも、これは各庁舎を現位置での建てかえを前提とするものではないということについて、私は念を押した上で議会です承しております。私ども輪之内町が何を考えているかについて、組合構成市町においてはつとに御承知のことだと思っておりますし、その後も事あるごとに確認をいたしております。

ちなみに、消防施設整備基金は、平成26年度から積み立てを開始し、現在、約1億2,000万円ほど積み立てがされております。

現在のところは、南分署の建設位置が確定していない、決まる時期に至っていないという状況でありますし、建てかえも、現在の計画上は12年先の話ということではありますが、今後とも熱意を持って粘り強く要望を続け、早く実現できるように努めたいと思っております。

これは、私どもがやるのは当然でございます。議員各位におかれましても、いろんな機会を捉えて、それぞれのお立場で側面援助をお願いできたらと思っております。

なお、話題になっております当該農協跡地については、隣接して災害時の避難場所になっております仁木小学校、仁木保育園とか医療機関もございますので、現在のところは、当該エリアを災害対策及び救急・医療の拠点とするエリアとして位置づけることが最も望ましいものであらうと考えております。その中で、大垣消防組合の分署の建設の候補地としても考えているところではございますが、先ほども申し上げましたように、大垣消防組合の分署建設の結論に至るまでには、まだなお時間を要すると推測されます。そういう意味では、その結論が仁木農協跡地利用の全体計画に少なからぬ影響を及ぼすと考えられます。そんな意味も含めて、なかなか早急な事業実施に至っていないということが現状でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、町にとっても安全・安心のとりでという意味で大きな課題でございますので、熱意を持って取り組んでまいりたいと思っております。

(3番議員挙手)

○議長（高橋愛子君）

3番 浅野常夫君。

○3番（浅野常夫君）

前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございます。

この件に関しては、新しく危機管理課がありますので、担当課長の御意見もあわせてお伺いをしたいと思います。

○議長（高橋愛子君）

危機管理課長 森島秀彦君。

○危機管理課長（森島秀彦君）

担当課長としての意見ということで、町長と思いは同意であります。

私も昨年1回行ったんですが、南分署をこちらにということで、町長の答弁と同じ、熱意を持ってやっておりますので、福束輪中の関係も、長年かかって排水機場の第4ポンプもできました。年数がかかるとは思いますが、南分署誘致に向けて前向きにやっていきたいと思っております。以上です。

（3番議員挙手）

○議長（高橋愛子君）

3番 浅野常夫君。

○3番（浅野常夫君）

ありがとうございます。

この件は、安心・安全なまちづくりには必要不可欠と考えます。さらなる努力をお願いし、終わりたいと思えます。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

（午前10時23分 休憩）

（午前10時38分 再開）

○議長（高橋愛子君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

浅野議員から、先ほど早退届が提出されました。

ただいまの出席議員は8名です。

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

議長の発言の許可をいただきましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

野山の紅葉も終わりに近づき、冬の到来が間近になってきました。12月に入り、新年度の予算編成の時期になってきました。

今回は、町道に関する質問と、地域の会議の中で話題になり質問された件についてお尋ねをいたしたいと思います。

1番目、緊急輸送道路の認定と対策について。

町内、大吉地区に大規模防災拠点用地を取得され、今、造成中であります。近未来に予想されている大地震が起きれば、町内は各地に液状化現象を起し、避難をするための道路は、使用不能になるのは必定と思われます。町内の幹線道路を緊急輸送道路として認定し、液状化に耐え得る道路を整備する必要があるのではないか、町長のお考えをお尋ねいたします。

2番、3番は、地域の会議の中の質問でございました。

2番目に、交通安全に関して信号機の設置について。

町内の事故多発地帯は、どう把握されていますか、またその対策についてお尋ねをしたいと思います。

次に3番目、人口の減少問題について。

大藪地区は、住宅の増により若い人も多く、小学生も増加しております。消防団を初め、多くの事柄に参加できますが、福束地区は横ばいとし、仁木地区においては多く減少しております。事業参加が大変難しい状況になってきました。今後の対策について、町長のお考えをお尋ねいたしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（高橋愛子君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

それでは、田中政治議員の御質問にお答えいたします。

議員からは3点ほどの御質問をいただいておりますので、順次お答えをさせていただきます。

まず、第1点目の緊急輸送道路の認定と対策についてでございます。

質問の趣旨から考えますと、議員のお考えは、災害時には避難行動が不可欠であり、その避難をする場合には、当然に避難所に達する道路や橋梁が通行可能であることが必要であるために、事前に町内の幹線道路を緊急輸送道路として認定し、しかるべき対策を行っていく必要があるのではないかということと受けとめました。

それに関連して、岐阜県においては、平成7年の阪神・淡路大震災を受けて、岐阜県緊急輸送道路ネットワーク計画というものを平成8年度に策定をし、その後、随時、見直し、修正が図られてまいりました。

緊急輸送道路というのは緊急輸送を確保するために必要な道路というふうに定義づけをされておりまして、地震直後から発生する救助・救急・医療・消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要となる人員及び物資の輸送を円滑かつ確実に実施するための道路として、第1次緊急輸送道路から第3次緊急輸送道路が指定をされております。

直近の岐阜県緊急輸送道路ネットワーク計画の見直し、修正は、岐阜県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会において平成25年3月に行われております。当町におきましては、県道羽島・養老線と県道安八・平田線並びに県道羽島・養老線から輪之内町

の庁舎に向け南下する県道安八・海津線の一部が第1次緊急輸送道路として、市町村役場、主要な防災拠点を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路として第2次緊急輸送道路に指定されております。

近い将来、懸念される南海トラフ巨大地震や内陸型地震などが発生すれば、液状化指数であるPL値が高い当町の地盤は、液状化を引き起こす可能性が極めて高く、道路の陥没や落橋等の災害被害が予想され、これを全て防ぐことは困難であろうと考えております。

しかしながら、このような場合にあっては、県が指定した緊急輸送道路である県道は、町道に比べ強固な構造を有しておりますので、町道と比較すれば、その被害も小規模であろうと考えております。

また、堤防道路についてであります。崩壊しないまでも数10センチから数メートル下がるのではと予想されておりますが、これも幸いなことに道路としての機能は確保ができるだろうと予想されております。

なお、堤防や県道というのは、それぞれ国・県の管理であり、皆さん、御記憶にも新しいとおり、東北大震災後の道路の啓開状況等から推測されるとおり、その復旧も、その機関の総力を挙げて迅速に行われるものと考えております。

町が管理する幹線道路を町独自で緊急輸送道路として位置づけ、それは大事でありますけれども、その構造を国道や県道並みに改良しなくては余り意味がございませんが、改良には多額の費用も必要となってまいります。したがって、現時点における対応としては、県が指定している緊急輸送道路である県道や堤防道路につながる町の幹線道路の災害復旧を被災後の段階において最優先に行い、道路としてのネットワークを回復させ、復旧のスピードアップを図ることが肝要だと考えております。御理解をいただきたいと思っております。

次に、第2点目の交通安全に関して、信号機の設置についてお答えをいたします。

くしくも本日から、「無事故で年末 笑顔で年始」をスローガンとする年末の交通安全県民運動が20日までの10日間実施されます。これに先立ち、昨日は大安地区交通安全協会輪之内支部女性部による交通安全女性キャラバン隊事業所訪問を実施いたしましたところであり、本日は、福東小学校及びPTAの協力を得て人波作戦を実施しております。また、本日午後には西之川交差点で飲酒運転根絶キャンペーンを、大垣警察署、交通安全協会輪之内支部の協力のもとに実施する予定となっております。

さて、まずは交通人身事故の推移からお話をさせていただきます。ここ5年間の人身事故は、岐阜県全体では平成22年が1万1,624件であったものが毎年減少を続け、平成26年においては8,147件となっております。死者数については、昨年は目標とされていた、ちょっと表現は悪いですが、この死者数はゼロが本来でありますので目標数値云々という話じゃないんですが、統計数値として100人を下回る状況にしたいということで、

昨年については目標とされていた100人を下回る88人とどまりました。

一方、輪之内では、平成22年の人身事故件数は47件、平成26年度では38件となっております。年によって増減があります。5年間平均すると、1年間で約43件ほどというような状況になっております。

なお、いわゆる統計上の死亡事故につきましては、平成25年5月8日に楡俣地内で発生して以来、おかげさまで900日以上発生しておりません。交通事故は、その加害者も被害者もともに、身体的、精神的、また経済的にも相当のダメージを受けるものであり、単に数字の増減に一喜一憂すべきものではございません。

さて、交通事故多発地帯をどのように把握しているか、御質問でございます。死亡事故については、岐阜県警のホームページ等で把握できます。死亡事故でない人身事故や物損事故については、県警へのその都度の照会が必要であり、定期的に把握していないのが現状であります。

町内の状況を見てみますと、かつては輪之内体育センター西の交差点が事故の多発場所であり、一時は「魔の交差点」と呼んでいたことがありましたが、最近は特に集中して発生する箇所はないと思っております。

交通事故は、突き詰めれば、ドライバーや歩行者のわずかな気の緩み等によって交通量の少ない見通しのいい交差点でも、また信号機のある交差点でも発生しております。しかしながら、危険と考えられる箇所において事故が起きてから対策するのでは遅いと、恐らく田中議員もそのようにお考えになっての御質問だと思いますし、私もそれと意を同じくしております。したがって、交通安全協会の役員、または地区委員さん、あるいは輪之内交番等から、交通事故の可能性のある危険箇所の情報や望まれる対策について申し出をいただくこととしており、その都度、必要な対策を講じておりますし、今後もその努力を怠らないようにしてまいりたいと思っております。

なお、信号機の設置についてでございますが、これは毎年度、大垣警察署に要望する機会がございます。これまでに地元から要望をいただいている信号設置箇所についてお願いしておりますが、県下の優先順位、あるいは交差点の形状等で直ちに要望がかなうわけでもございませんが、今後とも粘り強く要望は続けてまいります。

さきに申し上げましたとおり、交通事故は誰しものが事故を起こそうと思っただけで事故に遭うわけではございません。思いがけず事故を起こしてしまった、また事故に遭ってしまった、それゆえに事故というものだと思います。地道な努力ではありますが、啓発活動を継続することにより、一件でも交通事故が減少するように、今後とも警察当局、交通安全協会と連携を図りながら活動をしてまいりたいと思っております。御理解をお願いします。

次に、第3点目の人口減少問題についての御質問でございます。

議員からは地区別による人口の増減推移について、減少が進む地区に対して必要な措

置をどう講じていくのか、そんな切り口での御質問だったと思います。

前提として、ちょっと最近の住民基本台帳ベースでのデータを踏まえてお話をさせていただきます。

データのもとになっております平成20年4月1日から27年4月1日までの8年間について、少し分析をしてみました。

仁木地区では、平成20年4月1日から平成27年4月1日までの8年間で増減数で182人の減少、増減率は4.9%のマイナスとなっております。福束地区では、同期間で増減数で113人の減少、増減率は4.37%のマイナス、一方、大藪地区では、同期間で増減数で265人の増、増減率は7.88%のプラスとなっております。3地区全体では、増減人数で30人ほどの減、増減率は0.31%のマイナスと、そんなデータが出ております。

これを見ても、データを踏まえるまでもない、多分感覚的に捉えても同じような傾向だと思いますけれども、仁木地区、福束地区の減少分を大藪地区でカバーしているという状況が数値としても明らかになっております。また、3地区とも総じて、やはり少子化・高齢化がデータの的には顕著であることを申し上げておきたいと、そんなふうには思っております。

さて、これらの要因でございますけれども、ここ数年来、大藪地区では民間開発による分譲住宅の販売が好調であったこと、8年間で集合住宅、いわゆるアパートの建設が10件と相次いだこと、かつ、その分譲住宅の購入者が若年層が多かったことが主な要因であると考えております。

一方、仁木地区や福束地区においては、こういった民間開発による分譲住宅の販売数が少なかったことも人口減少の一因であろうと、そんなふうと考えられます。

一つの要素として、御案内のように、仁木地区では県営ほ場整備による土地改良事業が面的に施工された関係で、住宅としての適地やまとまった面積というものが確保できないという状況も一因であろうかと推測しております。でありますけれども、この仁木地区、福束地区の減少スピードをこのまま放置するわけにもいきません。議員御指摘のように、今後の各地区別の各種事業等にも影響が出て深刻な状況に陥る前に何らかの手を打っていく必要があるということはデータからも明らかであります。その認識は私も同じでございます。

そういう意味から、マクロ的には、今年度策定した総合戦略に掲げる人口増につなげる、輪之内就職、転職フェアの開催事業でありますとか、移住・定住促進事業や3世代同居、近居の助成事業等々を着実に推進すること、都市計画に資する町全体的に土地利用を見直していくこと。そして、ミクロ的には、空き家対策である移住施策に関し、3地区ともに人口の地域バランスが保てるように誘導するとともに、定住人口の増加を図る一施策として、民間開発事業者の動向を勘案しながら、公の主導による分譲地施策を減少する地域において推進する必要があるものと考えております。その具体の場所等の

選定及び事業実施等について、適時・的確に対応してまいりたいと考えております。

以上で、田中政治議員の御質問の回答とさせていただきます。

(6番議員挙手)

○議長（高橋愛子君）

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

お答えいただきましたが、再質問ということでお願いします。

まず、1番目の緊急輸送道路の認定、またその対策、策定ということですが、この町長答弁の中では、県道、堤防道路においては国の管理のものが当町においては有効であるという認識の中で進めていくというお考えだというふうに思ったわけなんです、それであるならば、県道で地震が起きたと、そうするとあの県道でもちますかね。それが一番大事なことなんですよ。

うちは、町長の答弁の中にあつたように、非常に液状化が起りやすい地域であるということが指摘されておるという上に立って、県道依存が本当に町民の避難とか緊急輸送に対して万全であるというお考えかどうかということが一番の大きな問題であると思うわけです。

なぜかといいますと、実はせんだって、多分テレビ報道を御存じの方もお見えだとは思いますが、愛知県の豊田市だったか、ちょっとどこの人だったか、ちょっと記憶はございませんが、そういう液状化に対する道路の改良で、道路の中にメッシュ構造のものを敷設して、最低限の緊急時に対する整備をするということ映像でも取り上げてやっておりましたし、ああ、そういうことは進んでいるなど。輪之内は特に液状化が絶対叫ばれている地域で、なおかつ、大吉地区に大規模な拠点が用地という形で取得されておるんですが、そこに連絡するものは、県道ありませんし、堤防はありますけれども、本当に堤防でそういう緊急物資が輸送できるかどうか。そういう地震やインフラ、使うこともできるでしょうが、あくまでも揖斐川の堤防を利用するということであつて、町民の皆さんがすべからず、あそこへ何らかの形で避難したいという場合にはなかなか大変ではないかと。

東北大震災の例を見ても、避難するときの難しさをすごく指摘されております。そんな中で、県道依存とか、羽島・養老線とか、海津・平田線か、何か今町長がおっしゃっていましたが、要するに南北、東西にある県道を意味しておみえになると思うんですが、それであるならば、あの頼りになる県道は、どのくらいのものに耐え得る構造で輪之内町の中を通っているのかということに対する御認識をお聞かせいただきたいと思えます。

また、町道においてもちょうどこれから、いろいろ改良されておるんですが、ただ、舗装するとか、側溝を入れるとか、そういう改良工事のみならず、早急に町道としても

認定をしながら、少し高度な道路を建設していくと。一気にはできませんが、徐々に、何年、何十年かけてでもそういうものを作っていくということが、これからはもっとも望まれるのではないかと、それが住民に対する安心を植えつけるもとではないかと。ただ、人口がふえるとか減るとか、そんなことばっかに、大きく起因するのは、本当に住みよいのかなというシンプルなところにあるのではないかなと私は思っております。

道路のことについては建設課長からも、そういうメッシュ構造の高規格の道路対策ということについて御認識があるのかどうか、お聞きをしたいと思いますし、危機管理課長からは、それに対する総合的に取り組むべき、例えば調整監を中心とした、こういう緊急道路、インフラの整備に対するお考え等について、町長さんのお考えは十分、私は一応理解しておるつもりですが、担当課の、先ほども担当課長が誰かの答弁のときに町長さんと意は同じですとおっしゃっておりますが、やっぱりそれはそれとして当然のことでしょう。ですが、担当課長としての、やっぱりそれに対する考え方もすべからずお持ちだと思っておりますのでお聞きをしたいと思います。

それから、3番目の人口減少については、ほ場整備とか、いろんな形で大藪地区はなされておられませんので、古田議員もそうですが、うちはよかったんですが、用地に対して非常に足かせがかかっているということで、開発が難しいという状況であるということ、今、御答弁いただきましたが、大藪地区に集中することは何がよくて何がいかんかという、私の中では、ふえることは大いに結構なんです、そのことによって子供さんがふえれば、小学校、保育園も手狭になる。増設とか、いろんな形でやっていかんか、これは当然です。ですが、片方では減少していきます。福東も仁木も減少していきます。あちらでは空き教室ができてくるでしょう。だから、そういった中でバランスのとれた開発を町のプランの中できちっとやっていかないと、集中するそこだけに、不要なものができる反面、必要なところが出てくるということで、やはり経費が多くかかってくるし、なおかつ、私の地域でもそうですが、今から30年ぐらい前にたくさんの住宅ができました。現在、どうかといいますと、その当時は子供も1班、2班、3班という形ですごくおりました。ですが、今ではほんの、1班にも満たない数人の子供が学校へ行きます。で、何が起きたかと、当時の子供は、皆外へ行ってしまった、残っているのはじいちゃん、ばあちゃんだけ。

子供さんにお金をかけて頑張って、輪之内のために、将来のためにという投資は、やることは十分よく承知しておりますが、その先に、その子供たちが大きくなって輪之内で住んで、輪之内へ税金を還元していただくという、その流れがきちっとできていないと、幾ら人口、人口、人口と言っても、大きくなったら外へ行ってしまうということではだめだという、そういう基本的なところ、要するに会社の誘致、それから秩序ある開発、その中に、ほ場整備をやったところでも白地としてたくさんの用地を確保しております。仁木地区、私の地域でも1町以上の土地を確保しております。これは全部の地区で、恐

らくすごい量の用地があるというふうに認識しておりますが、それも先ほどの浅野議員の質問にありましたように、仁木コミュニティ防災センターの近辺あたりに、そういう災害対策危険エリアとか、いろんな形の中であそこを再開発していきたいという町長さんの熱い思いもお聞きしましたが、それも含めて白地対策もやれば、それに対する人口増加、新しい集合住宅、いろんなことについて、仁木地区といえどもバランスのとれた開発につながっていれば経費の分担も少なく済むのではないかというように思いますので、あえてその件についても再度の御質問をさせていただきたいと思います。

○議長（高橋愛子君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

個別事案も含めての再質問でございましたので、全般的な部分について私のほうからお話しさせていただいて、あとは担当課長のほうからということにしたいと思います。

まずもって、緊急輸送道路、決してこれは国と県に任せておけばいいという趣旨で言ったんじゃないで、そういったところとネットワークをきちっと組んでいく中でどんな災害にも対応できるように、ネットワークという言葉が示すとおり、複線化しておくことが大事なんだろうと。

特に堤防道路に関して言えば、現在、堤体補強と一緒に地震対策も十分進んでおりますので、我が町の防災のかなめになる拠点整備とあわせてそこへの通路を確保するという方向性を持ちながら、それぞれの避難場所への状況についても、現状について担当のほうからお話することになろうと思います。

いずれにしても、ネットワーク化しておくことがいろんな災害に備える意味で大事なと、そんなふうに思っております。

それから、人口減少に関して、幾つかの制度的制約があって開発が困難、それが我が町でどんなふうにその弊害が出ているかと、その認識については今おっしゃったとおりだろうと思っています。公共施設のキャパに余裕のないところで人口がふえてしまう、したがって、そこでの再投資が必要になると。そうであるならば、あいているものも含めてもっと総合的な対策をする。それは、あいているところに対策をするんじゃないで、あかさないうようにする対策という積極的な意味がないと、先ほど御答弁いたしました2060年に9,700という数字をそのまま維持することはなかなか難しいと思いますので、そういったことも踏まえて適切なバランスのとれたものやしていきたいと、そんなふうに思っております。

そういう意味では、先ほど具体的に御提案のありました農振の白地地区、分散している白地対策も含めて、それらを要素として取り組んでいくことは必要だろうと思っております。

また、いろんな意味で御協力を得ながら進めてまいられたらと、そんなふうに思っ

おります。以上です。

○議長（高橋愛子君）

建設課長 高橋博美君。

○建設課長（高橋博美君）

町長が答弁されました堤防道路、また県道等については、当然、町道よりも強固につくってございます。路盤、路床、その上のアスファルトの厚み等からしましても、町道よりも明らかに強い道路になっております。それを踏まえまして、岐阜県では平成25年に見直されました緊急輸送道路につきまして、これにつきましては最大震度6以上のエリア、また液状化の危険度が高いエリアだと防災対策をおおむね5年以内で整備すると、それ以外については、10年程度で整備していく全体の計画を策定するということになっております。

それに対しまして、県道までの道のりといえますか、出る対策でございますけれども、これは各町民の方の家から整備するのが一番いいわけでございますが、何十キロ、何百キロとある道路全てを整備するのは、事業費的にもこれは困難でございますので、いざ災害発生時には、そういう強固な道路、堤防道路、また県道につながります町道としての幹線道路を優先的に整備するつもりで計画を持っております。以上です。

○議長（高橋愛子君）

危機管理課長 森島秀彦君。

○危機管理課長（森島秀彦君）

田中議員が言われましたように、豊田市でも補強をやっています。アスファルト舗装の下にプラスチック製の網を4つ、層にわたって敷いて対策工事をやっているということで、それは見ました。

あと、建設課長の答弁でもありましたが、県道自体の舗装構成が厚いということは、表層、その下に上層路盤というのがありますが、それも粗粒のアスファルトでやっております。要は、事例にもありますが、重いものでふたをするということで、構造がよければ道路としての損傷が少なく、輸送道路として使われた例もございます。また、町道でもある程度補助金をもらってやっている道路もありますので、そういう道路も関係課と一緒に見渡しまして、すぐ復旧ができて防災拠点へ行ける道というふうに、今後、優先的にやっていく道を協議しながらやっていきたいと。

ただ、西幹線自体もオーバーレイとかやっておりますので、普通の町道より舗装は厚い。だから、重いものとなってきますので、普通の町道よりは損傷が少ないだろうと思います。

そのような幹線道路をもとに、これからも住民の皆さんが安全・安心して防災拠点に行ける、町としての避難できる道路というのをちょっと考えていきたいと思っております。以上でございます。

(6番議員挙手)

○議長（高橋愛子君）

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

御答弁いただきましたが、危機管理課長は御存じだった、大変結構でした。

先ほどから僕が言っている道路の強度、液状化に対する認識が、よそではやっているのやけれども、うちではまだやっておらん。岐阜県でやっているところがあるのか、それは知りません。震度6で耐え得る道路、町道を整備する計画を持っていると課長が答弁されました。計画を持っているということは、こういう震度6以上の強度、要するに構造も含めてそういうものに今後は取り組んでいくという姿勢をおっしゃっているのか。

アスファルトを厚くしたから強くなったというだけで事が足りれば、何も困るわけじゃございませんが、去年でしたか、千葉のほうへ、液状化を起こしたところを見に行きましたが、アスファルトなんか問題じゃないですわな、はっきり言って。あの惨状、アスファルトがてっぺん返ってしまったようなスタイルを見たら、通常何センチの厚さ、町道は4センチか5センチか、何センチか知りませんが、県道で10センチあるのか、20センチあるのか、30センチあるのか知りませんが、あれを見た限りでは、そんなもんで追いつくようなもんじゃございません、自然災害は。だから、みんなが躍起になってそういう生命のライフラインをせめてつくらないと、幾ら防災拠点の立派なものを持っておっても、そいつを生かすすべが整備されていなかったら行けないと。幾らいい背広を着ておっても長靴では映らないよと、そんなようなことですわ、簡単に言うたら。

県道は強い、堤防は強い。最悪の状態、以前にありましたね、町の防災訓練で震度が何がして、台風が来て、雨がたくさん降って、堤防も水がかなり増水してという、あんな想定の中で地震が起きたら、堤防道路といえども、そんなもんととてもとても、平常時において地震が起きた場合には強いかもしれませんが、やっぱり事態は最悪を考えて、100年に1度とか、最近ではよく言われる言葉ですけれども、自然には打ちかつことはできませんけれども、教訓を生かすことはできます。

議員研修で千葉県のほうも行って、みんなの目で見させていただきましたが、すごい状況でした。消火栓が完全にひっくり返ってしまって浮き上がってしまったような、見るも無残な惨状の中で、先ほどの答弁が、果たしてその答弁どおり物事が進めば結構なんですけど、あれを見た限りでは、近未来に予想されている大震災には到底おぼつかんものではないかと。

国が復興財源ですごいお金を、今、何兆円、何兆円というお金をみんなから集めて復興しておりますが、そういうことがあるならば、やっぱりやらんと、今度生命の確保ができないよと、私はしつこく食い下がって言うておるんですよ。だから、その県道の強度が本当に、輪之内町を通っている頼りになる道路がどのくらいのものに耐え得るもの

であるかということが数値でわかるならば、やっぱり県のほうにも問い合わせ、どのような路盤で、どのような状況、輪之内の液状化にどの程度対応できるんだらうということも、あわせて今後の課題として提示していただけるものならしていただきたいと思ひます。

町道についても、先ほどから言っております。少しでも、一本でもよろしいので、危機管理課長が言っておるようなメッシュ構造のもの、私もテレビで見ましたが、ああいふものはどのくらいの強度、耐え得れて、液状化が起きたときにはどのくらい効果があるのだということも含めて検討していただく必要があると、私は強く思っております。

最後に、束ねてもらっておる調整監にでも聞いておくか、みんなの意思を一緒にして聞いていかないかんのや、ひとつ御答弁いただきたいと思ひます。

○議長（高橋愛子君）

建設課長 高橋博美君。

○建設課長（高橋博美君）

先ほど震度6以上のエリアとか液状化の危険度が高いと言ひましたのは、平成25年度に見直されました緊急輸送道路、県が行ひました緊急輸送道路の整備する箇所の選定について、その震度6以上という文言がございますけれども、輪之内町におきましては、そういった具体的な整備計画等はございませんけれども、これからでき得ります防災拠点、また第一の拠点となります町の庁舎、こういうふうにつきますが、今言ひました県が指定された、輪之内町の庁舎まで来るための道路として緊急輸送道路を指定されておりますので、その両方、今後でき得ります防災拠点へ行き着くための道路につきましても、そのメッシュの構造のほかにも道路を強化するような方法をいろいろ探りまして、今後とも、参考になり、できるようでございますれば、そのような計画を立てて進めたいと思ひます。以上です。

○議長（高橋愛子君）

8番 森島光明君。

○8番（森島光明君）

最後になりましたが、地域防災計画について質問いたします。

災害が起きたとき、また未然に防ぐために、町では毎年、防災訓練が行われており、町民の防災意識も高まっているところでございます。

今、各地の災害状況を見たとき、その現場には多くのボランティアの方々が応援に駆けつけてみえます。その方々は、体一つで来てくださる方がほとんどでございます。被害の状況によってはスコップや一輪車などの資材も必要な場合もあります。そのような資材は水防倉庫にも置いてあるかと思ひますが、災害対策本部ができたとき、その近くにある程度の備蓄も必要かと思ひれます。そのような資材の調達状況、また災害時の応援協定はどのようになっているのかをお伺ひいたします。以上でございます。

○議長（高橋愛子君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

それでは、森島光明議員の地域防災計画についての御質問にお答えいたします。

輪之内町の地域防災計画におきましては、町内で大規模な災害が発生し、災害対策本部を設置して、情報収集によって救援活動等に多くのボランティア活動が必要と見込まれる場合には、県内外から駆けつけてくれるボランティアを混乱なく受け入れられるとともに効果的な活動が行われるように、輪之内町社会福祉協議会にボランティアセンターの設置を要請することとしております。社会福祉協議会は、その際には県社会福祉協議会と協議、調整を行い、ボランティアセンターを開設し、その支援を行うことになっております。

ボランティアセンターの役割を一言で言えば、1つは、被災者になるべくもとの生活に早く戻れるようにボランティアと協力して支援することであり、もう1つは、ボランティアが活動しやすいように調整をし、応援するということであろうと思います。

近年、全国各地で発生しております災害の状況を見ますと、災害ボランティアが地域住民とともに、被災者の支援、復興支援の過程において重要な役割を果たしております。もはや災害ボランティアの存在は必要不可欠という、そんな状況になっておると認識をしております。

災害そのものは、地震・風水害・火災等々さまざまでございますが、災害の状況によって、当然のことながら災害ボランティアの活動内容が異なってまいります。被災者のニーズに合わせた活動が求められ、被害の程度にもよりますが、災害時には、県内はもとより、全国から多くの災害ボランティアが支援に来町することが予想されます。そのため、迅速かつ円滑なボランティア活動を可能にするための受け入れ態勢づくりをしなければなりません。

災害ボランティアの活動には、1つには災害情報、安否確認、生活情報の収集と伝達、1つには炊き出し、食料・水、生活用品の配布、さらには、避難者の生活相談やその支援、避難所の運営補助、そして、その他、被災者の皆様方の救援活動や支援活動作業等がいろいろございます。

議員も御指摘のとおり、この救援活動作業のときにスコップや一輪車等の資材が必要になる場合もございます。そのためには、あらかじめ資機材の備蓄が必要ではないかという御質問と理解をしました。

御質問でも触れられておりますけれども、水防倉庫には、スコップ216丁、土のう袋2万1,000袋、小・中学校には一輪車が合計31台等、必要とされる資材はありますが、保管する場所等の関係もあり、散在している状況であります。

災害発生後には1カ所にまとまっていたほうが管理・運営がしやすい場合もあろうか

と思いますが、ボランティアセンター開設までに社会福祉協議会等と連携し、その必要数を必要な場所に移送する計画でございます。

必要数が確保できない、また活動が開始されると、日ごとニーズが変化し、資材等もそれに合わせて準備をする必要があることは当然のことであり、想定されるところでございます。そのときには輪之内町社会福祉協議会と連絡をとりながら、災害ボランティア募集の際に資材が不足しているのスコップ持参でお願いしますとか、そういう呼びかけの際の注意事項としてつけ加えるとか、これは名古屋市にNPO法人のレスキューストックヤードという法人もございます。そういったところなどから、資材、用具、用品等を調達の貸し出し、提供を要請する等の調達方法を町社協、県社協と一緒に考えているところでございます。

また、応援協定の関係でございますが、輪之内町では、現在、26件の応援協定を締結済みでございます。西美濃農協、イオンビッグと物資供給に関する協定を結んでおります。岐阜県においても、株式会社カーマ、株式会社バロー、コメリ等と生活必要物資に関する応援協定を締結しております。

災害ボランティアセンターの設置に際し、輪之内町社会福祉協議会と相談、調整の上、応援協定を締結している業者、また仲介役の県に資材の提供を要請して、さらなる調達等も考えられるところでございます。

いずれにいたしましても、輪之内町地域防災計画が絵に描いた餅にならないように、町社会福祉協議会等、関係機関と連携を密にするとともに、当該住民のボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい活動環境の整備を図ってまいりたいと考えておりますので、議員の御理解をお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

(8番議員挙手)

○議長（高橋愛子君）

8番 森島光明君。

○8番（森島光明君）

いろいろと詳しく御答弁をいただきました。

さきの東日本大震災のとき、輪之内からも多くのボランティアの方が応援に行かれた。そんなときに、被災者は何々をしてくれということで要望がありますけど、何を持ってきてくれということは多分言われない。そんな中で現場に行ったら、その輪之内の方のこぎりが必要だったと、センターにもなかったと。それで、輪之内から行かれたほかのグループの方に電話をしたら、ちょうど持ってきてみえたと、そんなことで被災者のニーズに応えられたというような話も聞いております。

いつ、どこでどんな災害が起きるかわからないわけでございます。先ほどの質問にありましたように、津波とか山崩れは輪之内ではないかと思いますが、やっぱり液状化に

よっていろんな被害が出てくるだろうと思います。予測できるときに、今、答弁がありましたように、ほかから資材の調達はできるかと思うんですが、事前にそういった予測できるものはある程度備えておくのがいいのかなと思うわけですが、状況は他の市町においても同じであろうかと思いますが、早く被災者のニーズに応える、またボランティアの方が活動をしやすいするために、そういった資機材を調達しておくことが必要ではないかなと思うわけですが。

先ほどの答弁がございました。まだそのほかにお考えがあればお聞きしたいと思えます。

○議長（高橋愛子君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

ありがとうございました。

地域防災計画上の問題、それから地域の災害ボランティアに関する認識、議員とその認識を異にするものではございません。現物で備えるもの、それから流通在庫として備える協定を結んでおくこと、いずれも大事でございます。それを怠りなく進めてまいりたいと思えますし、いろんな災害のときにボランティアが駆けつける状況に、特に阪神・淡路大震災以降、ボランティアの役割というのが非常に重要視されてきておりますし、正直言って頼りにもなるわけですが、ボランティアの心構えとして、逆にボランティアの側に要請されているものは、被災地の負担にならないような形でボランティア活動をしていただきたいということでありますので、現実に現場へ行って、あれがない、これがないという要求する以前に、想定される災害に対応して、それぞれの資機材をできれば準備した上で来ていただきたいというのが被災地の本音であろうと思えます。特に当初においてはですね。それが何日かたった段階では、やはりそれぞれ各地からも応援の手も差し伸べるでありましょうし、そのころには災害の危険除去という部分から、もう既に復旧・復興へ重点が移ってまいりますので、そういったことになると、今度は組織の総力を挙げた復旧・復興活動につながってくるかと思えます。

今おっしゃっておられるボランティア活動についてはいろんな制約もあると思えますけれども、でもでも、やはり人間として何ができるか、どうしてあげたいのかということの中で、これからもボランティア活動に対する啓蒙普及活動と含めていろんな形で対応してまいりたいと思っております。どうか御理解を、よろしく願いいたします。

○議長（高橋愛子君）

これで一般質問を終わります。

○議長（高橋愛子君）

日程第3、議第56号から議第60号まで、議第63号、請願第5号を一括議題とします。

ただいま議題としました議案は、今定例会の第1日目に町長から提案説明、各課長から議案説明を受けた後、各常任委員会に審査が付託してあります。したがって、これから各常任委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長 上野賢二君。

○総務産業建設常任委員長（上野賢二君）

それでは、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

平成27年第4回定例議会初日の本会議において審査を付託されました案件について、12月7日午前11時40分より、協議会室にて、9名の委員中8名の出席と、執行部、関係者の出席のもとに審査をいたしました。

その経緯と結果を報告いたします。

最初に、議第56号 平成27年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）について当委員会分を議題とし、議会事務局所管分について議会事務局長から説明を受けました。

質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、総務課所管分について総務課長から説明を受けました。

主な質疑は、選挙システムの改修に関して、選挙人名簿登録制度の見直しとはどういうことかに対し、国政選挙の選挙権を有しているにもかかわらず、住所の移動と定時登録日、あるいは選挙時登録日の関係で選挙人名簿に登録されず、投票ができない人を救済する制度改正である。例を挙げれば、町に3カ月以上、住所を有していたが、町の選挙人名簿に登録されないまま他の市町村に転出し、転入後の市町村においても選挙人名簿に登録されない場合に、従前の町で登録できるようにする制度である。なお、公職選挙法の改正案が1月の通常国会に提出される予定であるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、経営戦略課所管分について経営戦略課長から説明を受けました。

主な質疑は、普通交付税について9月議会でも補正予算を計上したが、交付決定を受けた全額を計上したのとはに対し、平成27年7月24日に9億3,797万8,000円の交付決定を受け、9月補正では2,930万6,000円、12月補正では1,154万1,000円、計4,084万7,000円を計上し、12月補正後の剰余金は9,713万1,000円になる。補正予算の歳入の不足する額を調整する意味で計上しているため、全額は計上していないとのことでした。

なぜ全額を計上しなかったのか、今回も9,713万1,000円計上しない理由はに対し、普通交付税で増額となった1億3,797万8,000円分、全て充当するような緊急を要する大型事業がなかったことによるものである。今回は小・中学校屋内運動場の天井落下防止対策事業が計上されているが、この事業は全国防災事業債の対象になり、元利償還金の8割が普通交付税に算入され、格段に有利なことから優先的に地方債を発行することを考えており、今回の歳入不足額は1,154万1,000円になる。今後、突発的なことが起こっても対応できるように、ある程度の留保額を確保しておきたいとのことでした。

財政的にゆとりがあるということかに対し、単年度の収支のみでなく、基金の残高等も含めてトータルで考えると楽観視はできない状況であると考えている。なお、現在の基金からの繰入金は、財政調整基金を1億3,950万5,000円、土地基盤整備基金を1,244万2,000円、公共施設等整備基金を1億円計上しており、3月補正予算での対応になるが、最終的には繰入金計上額を減額できればと考えているとのことでした。

これまでに繰入金の補正予算を計上したかに対し、臨時財政対策債の発行可能額が確定し、3,300万円増額となったため、財政調整基金繰入金を3,300万円減額したとのことでした。

普通交付税額を全額計上して、歳出で不足する分を予備費で計上してはに対し、通常、地財法的にも予備費は最小限度で計上すべきものと認識しているとのことでした。

インナービューティー&農業コラボ事業について、栽培規模と栽培農家数はに対し、栽培規模は1ヘクタールで、栽培農家数は、20件規模で考えている。

インナービューティーダイエット協会は会員数が2,000名以上で、月に100クラスを超える料理教室を開催されており、開催に必要なオーガニック野菜の量は相当量であるとのことでした。

何の野菜をつくるのかに対し、インナービューティーダイエット協会が開催している教室で使用している野菜は、ニンジン、タマネギ、シイタケ、エリンギ、キャベツ、カボチャ、ニンニク、ショウガ、サラダなどをつくるのに使用する野菜は、トマト、パプリカ、サニーレタス、キュウリなどを使用していると聞いているが、まだ明確なオーダーが示されていないので、どれだけ必要としているのかはわからない。なお、現在、当該協会では、教室を開催するのに必要な野菜の調達は、オーガニック野菜を取り扱っている問屋から仕入れているとのことでした。

補助金の具体的な使い道はに対し、栽培に必要な資機材を購入するもので、具体的には、防虫ネット、ネットを支えるグラスファイバーポール及びとめ金具、野菜を運ぶためのコンテナ、野菜の種、トレー、栽培ポット、苗づくりのための培養土を必要資機材として考えているとのことでした。

実行委員会に補助金を交付するのかに対し、実行委員会に交付するとのことでした。

栽培農家は登録制にするのかに対し、登録制で考えているとのことでした。

最終的に町内全体に広がる構想を持っているのかに対し、まずは野菜づくりを経験し、ある程度のノウハウを持ってみえる方に声をかけてスタートすることを考えている。具体的には、軽トラ朝市実行委員会の方々や営農組合組織に声をかける予定をしており、最終的に町内全体に広がればと考えているとのことでした。

この事業の所管課はに対し、経営戦略課であるが、この事業が軌道に乗ったら産業課に移管する予定をしているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了いたしました。

次に、産業課所管分について産業課長から説明を受けました。

主な質疑は、福東城主、丸毛氏の御当地アニメは輪之内のPRのためにやるのか、余りなじみがないと思うがどうか、また福東城の場所はどこにあったのかに対し、福東の城浦で、水谷医院の河川敷側です。県において関ヶ原古戦場を核とした広域観光推進事業の中で、輪之内町においては福東城と大藪の北塚が該当し、福東城の跡地に看板を立てる予定とのことでした。

ポン菓子の備品購入費の内訳はに対し、ポン菓子製造機に50万円、煎餅づくりに60万円、袋詰め機械のシーラーに8万円とのことでした。

ポン菓子の機械は、貸し出しをするのか、個人に貸し出しすると運用が偏るのではないかと、個人の利益ではなく、シルバー人材等に貸し出すなど公的な利用をした方がよいのではに対し、今はポン菓子製造を三重県川越町の業者に委託している。また、委託者も高齢であり、いろんな注文に対応できないことが多いため、町内でポン菓子を製造できる業者を育てていきたい。年明けには利用希望者の募集をかけて、1月末には決定していきたいとのことでした。

また、米に限らず、小麦や大豆なども特産品となるよう考えてはどうかという意見がありました。

商売用の機械であり、年間の収益がどれくらいになるのかなど、販路拡大の目標と収益の見込みは立てているのかに対し、お千代保さんでもよく売れており、需要はある。町内業者とコラボして商品開発も検討しているが、そのためには1種類のポン菓子ではだめで、ばらのポン菓子などもつくっていきたいとのことでした。

また、最終目標は、ハツシモの販路拡大なので、しっかり努力してほしいという意見がありました。

観光アプリ作成について、従来は輪之内ウオークの開催時にコースの詳しい説明をしてくれるガイドがいたということだが、何人いるのか、どんな方かに対し、1コースで3人ほどであり、全体で約30人のガイドがいるが、高齢者が多いとのことでした。

ガイドの方たちの報酬はに対し、ボランティアでお願いしているとのことでした。

アプリの作成にお金を使うくらいなら、ガイドに報酬を支払うほうがよいのではに対し、説明者が高齢であり、今後、いつまで続けられるかわからない。アプリを作成する際には、ガイドが話してくれる内容を参考にしてデータをつくり、アプリの内容に反映するとのことでした。

かわばたくんファミリーもいいが、昔からあるたんぼぼちゃんももっと使ってはどうかに対し、アニメ制作会社とも打ち合わせて検討していくとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、地方交付税関係の財政の運営に疑問があり、マイナンバーの実施のための補正はメリットがない、産業課の事業はハツシモの販売拡大につながらないと考え、

反対であるとの反対討論がありました。

また、今回補正のマイナンバー関連については、国が法律で決定したことであり、実施に向けての予算であること、また産業課のハツシモの販売拡大の可能性のある事業で、賛成であるとの賛成討論がありました。

異議がありますので挙手によって採決を行いました結果、賛成多数で、議第56号 平成27年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）のうち当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、請願第5号 「T P P協定交渉大筋合意に関する国への意見書」の提出を求める請願についてを議題とし、紹介議員から説明を受けました。

主な質疑は、請願の内容は、交渉合意後の要望事項で3項目が受け入れられればよいのかに対し、請願書にあるとおりとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結いたしました。

討論に入り、請願事項に問題はないが、交渉の合意を前提としている、要望の3項目を実施しても不十分と考え、反対であるとの反対討論がありました。

また、請願者の思いを受けとめ、賛成であるとの賛成討論がありました。

異議がありますので挙手による採決を行いました結果、賛成多数で、請願第5号 「T P P協定交渉大筋合意に関する国への意見書」の提出を求める請願については、採択すべきものと決定をいたしました。

次に、議第58号 平成27年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、建設課長から説明を受けました。

主な質疑は、浄化センターの機械の故障は、現在どう対応しているのかに対し、故障以降は代替機にて応急対応をしているとのことでした。

薬剤の増加は、どうしてふえたのか、また下水道加入率の向上で当初の予定より流入が増加したのかに対し、薬剤の使用量は、流入汚水の水質と流入量の増加により不足が生じたとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了いたしました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第58号 平成27年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第59号 輪之内町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題として、総務課長から説明を受けました。

主な質疑は、福祉医療事務について個人番号を独自利用するということであるが、福祉医療の対象者は何人ほどかに対し、平成26年度末で2,371名とのことでした。

個人番号を独自利用しなければ福祉医療の受給はできないのかに対し、条例を定めて独自利用しなくても、福祉医療制度を利用してもらうことはできるとのことでした。

事務手続が容易になるとは具体的にどういうことかに対し、福祉医療制度では所得により受給制限を受けるものもあり、他の市町村から転入した方は、従前の市町村で所得証明等をとっていただき、提出してもらう必要がある。この手続は、個人番号を独自利用し、情報連携が図れれば必要でなくなるというメリットがあるとのことでした。

個人番号を独自利用することで新たなシステム改修の費用が発生するのかに対し、法定事務のシステム改修で対応ができるものと考えているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了いたしました。

討論に入り、この条例によりどのくらいのメリットがあるかわからない、情報漏えいについて心配のあるマイナンバー制度の利用は最小限にすべきと考え、反対であるとの反対討論がありました。

異議がありますので挙手により採決を行いました結果、賛成多数で、議第59号 輪之内町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上をもちまして、総務産業建設常任委員会に審査付託されました案件につきまして、経過の概要と結果報告を申し上げまして、総務産業建設委員長報告を終わります。

○議長（高橋愛子君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、文教厚生常任委員長 小寺強君。

○文教厚生常任委員長（小寺 強君）

文教厚生常任委員会委員長報告をいたします。

平成27年第4回定例輪之内町議会において本委員会に審査を付託されました案件について、12月7日午前9時30分より、協議会室において9名の委員中8名の委員出席のもと、執行部側より町長、参事、教育参事及び会計管理者、調整監、各関係課長、関係者出席のもと、審査をいたしました。

その経過と結果を報告いたします。

最初に、議第56号 平成27年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）について当委員会分を議題とし、住民課所管分について住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、個人カードに関する事業は、全額国庫補助か、限度額、上限はあるかに対し、基本的に個人カードに関する事業費の補正額については上限はないが、適正であることが求められ、100%国の補助金であるとのことでした。

カードは、土・日、祝祭日に発行するののかに対し、遅番を設け、平日の夜7時まで対応し、土・日、祝祭日については発行しないとのことでした。

土・日、祝祭日は交付しないとすると、どういった時間外勤務の対応かに対し、通常の窓口対応の遅番に1人、カード交付事務について1人である。交付に当たっては、個人の確認等、1人当たり15分から20分程度かかり、問い合わせ等も多々あるとのことでした。

1月から3月まで何人ぐらい交付するののかに対し、はっきりした数字はわからないが、国では1,500万人分を見込んでいるとのことでした。

カードの交付は、3月までとは限らず、いつでもよいのか、補助金は来年以降どうなるののかに対し、1月からの制度であって、3カ月間集中して行う。4月以降は通常業務で対応するので、補助金は受けないとのことでした。

他に質疑はなく、質疑を終結いたしました。

次に、福祉課所管分について福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、介護保険のマイナンバー経費負担金に国の補助はあるかに対し、国庫補助金はあるが、安八郡広域連合にて受け入れる、安八郡3町は、不足額を分担して負担するとのことでした。

広域連合のマイナンバー経費は、全額が国の補助対象ではないのかに対し、必要経費は約2,400万円で、国庫補助金は920万円を見込んでいる。経費には、官公庁専用の総合行政ネットワーク（LGWAN）に接続する等の対象外費用も含まれているため、全額ではないとのことでした。

他に質疑はなく、質疑を終結いたしました。

次に、教育課所管分について教育参事から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、屋内運動場LEDの経費の内訳はに対し、LED照明器具の設置は、概算で約1,000万円ほど見込んでいますとのことでした。

点検委託料となっていますが、設計費は入っていないのかに対し、点検と実施設計費を含めた金額であるとのことでした。

点検と設計は同じ業者でよいかに対し、躯体の点検も実施するため、設計業者が点検を行うことが最適であるとのことでした。

屋内運動場の天井落下防止対策について来年度以降にできないかに対し、地方債の80%が交付税として算入されるのが平成27年度でなくなる予定と聞いており、今年度、国の交付金の内定をいただけたので、早期に実施していきたいとのことでした。

他に質疑はなく、質疑を終結いたしました。

討論に入り、屋内運動場の天井落下防止対策については、補正予算に計上するのではなく、新年度に計上して進めるべきである。マイナンバー制度で町民の利便性が向上すると思えず、賛成できないとの反対討論があり、また屋内運動場の天井落下防止対策に

については早期に実施すべきであり、マイナンバーについては国から交付金もあり、賛成との賛成討論がありました。

異議があるので挙手によって採決を行いました結果、賛成多数で、議第56号 平成27年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）のうち当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第57号 平成27年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、医療費が急激に上がったのはいつごろかに対し、100万円以上の費用額の件数については、27年3月が5件、4月が7件、5月が7件、6月が8件、7月が5件、8月が7件、9月が4件で、いつごろかというところ、今年度に入ってからふえているとのことでした。

前年度分についてはどうかに対し、100万円以上の費用額の件数については22件あり、26年3月が1件、4月が5件、5月が4件、6月が4件、7月が6件、8月が2件であるとのことでした。

当初はどれくらい負担額を見ていたのかに対し、1カ月で約4,215万円の負担額を見込んでいたが、今年度に入って1カ月当たり658万円ほどがふえているとのことでした。

1カ月平均で4,200万円から4,800万円になった、9月までの実績でこうなった、これは今後の国保税に響く。400万円以上の高額医療は特殊なものか、継続性のあるものなのか。保健事業において健康管理をどうするか、未然に防ぐことを考えていかなければならないに対し、400万円以上の高額な医療費が継続するかどうかはわからないが、今後、特定健診、医療費通知などで実際にかかった費用を自分で確認していただく等、保健事業に力を注いでいきたいと考えているとのことでした。

他に質疑なく、質疑を終結いたしました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第57号 平成27年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第60号 輪之内町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを議題とし、教育参事から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、職務、職務外の判断は誰がするかに対し、教育委員会で判断するとのことでした。

教育長は区長等の役職を兼務できるかに対し、できないわけではないが、現状を考えると兼職しないほうが望ましいとのことでした。

他に質疑なく、質疑を終結いたしました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第60号 輪之内町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例

の制定については、可決すべきものと決定しました。

次に、議第63号 輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題として、福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、保育士の算定に准看護師を加える社会的背景はに對し、保育士の不足が考えられるとのことでした。

保育士不足の原因は何か、労働条件の改善が必要でないかに対し、労働条件の問題だけではなく、待機児童を解消するためには保育士の絶対数が不足しているとのことでした。

町内の保育園には看護師等を配置しているのかに対し、現在、町内には家庭的保育事業等を実施している事業所がないため、該当しないとのことでした。

看護師1人だけでも町の認可を受けることはできるかに対し、看護師等の配置は、定員4人以上の事業所を対象に1人に限って認められる、4人以上の場合は2人以上の職員が必要なため、保育士が必ず必要であるとのことでした。

町内に子供を家庭で預かる場ができたのではないかに対し、町内に開設されたのは、里親制度により6人以下の児童を預かるファミリーホームで、開設の届け出は、県が受け付けるとのことでした。

他に質疑なく、質疑を終結いたしました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第63号 輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、可決すべきものと決定しました。

以上で、文教厚生常任委員会に審査付託されました案件についての経過の概要と結果報告を申し上げ、文教厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長（高橋愛子君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

質問ではないんですが、委員長報告書の2ページの下から4段目に書いてある括弧書きですが、「カードは、土・日、祝祭日に発行するのか」ということですが、この質問のときの趣旨は「土・日、祝祭日にも発行するのか」ということなんで、このまんまいきますと、土・日の発行日を予定しているのかというふうに聞こえてしまうので、これは公式に残る報告書ですので、ここに「にも」と、「も」を入れていただきたらどうかなあと。きちっと趣旨に合うのではないかと、正確にやっていただきたいかなあと

ことでちょっと意見を申し上げましたが、どうですか。

○文教厚生常任委員長（小寺 強君）

よくわかりました。訂正いたします。

○議長（高橋愛子君）

ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議第56号 平成27年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

平成27年度の一般会計補正予算（第3号）につきましては、今回の補正は2億円を超す、かつてない規模の補正であった。しかし、そのうちの1億7,800万近くが小・中学校の屋内運動場の耐震工事であるということであります。

今年は、既に仁木小学校の大規模改修や中学校のエレベーターの増設工事が行われておいて、この上に、さらにこのような大規模な工事を行うということは、事務的にも技術的にも問題があるのではないかというふうに思うわけであります。そのことは承知なことかもしれませんが、そういうふうで繰越明許で翌年に繰り越すというような説明であったと思います。こういう進め方で、本当にこのいい仕事ができるのかどうかというのが疑問に思うところであります。緊急性のあることなら何で当初予算で上げてこなかったのか、理解に苦しむところであります。

国の予算がついたからということですが、国のほうも年度内にできないことがわかっていながら、何でこんな予算をつけたのかというのはちょっと理解に苦しむんですけども、必要な事業への補助金であれば、来年度以降であっても予算がつくのは当然ではないかというふうに思うわけであります。政府・与党の来年の参議院選挙目当ての予算のばらまきではないかというふうに疑わざるを得ない、私はそう思っておるわけであります。

政府は、今、17年4月から消費税増税に向けて、欺瞞的と思うわけですが、軽減税率の取り扱いでもめているわけですが、国民には消費税増税を押しつけながら、選挙目当ての予算ばらまきは許されないというふうに私は思うわけであります。

町としても、このようなばらまき予算を当てにするのではなくて、地方自治の精神で必要なときに正々堂々と国に対して予算要求していく、こういった姿勢が求められるのではないかというふうに思うわけであります。

それから、マイナンバー制度につきましても、さきの一般質問の中でもいろいろとお聞きしましたがけれども、電子計算費や臨時職員賃金などで、今回、新たに500万円の追加となっているわけであります。このマイナンバー制度というのは、そもそも国民の利益を、国民の要望に基づいてやられるものではなくて、国民に総背番号をつけて、そして国民を管理する、所得を把握する、脱税を許さない、生活保護の不正受給を許さない、そういうような国民監視のための制度であって、行政にとっては都合がいいかもしれないけれども、国民にとってはほとんどメリットがない。これは輪之内町においても、当然同じことであります。このような町民を無視したマイナンバー制度に積極的に取り組んでおられる、この姿勢というのは、私は認められないということであります。

そのほか、予算編成のあり方について、1億円近い財源を地方交付税で、まだ財源がありながら、それを表に出してこない、こういうような予算の編成の仕方も問題があるというふうに思っております。

そのほかにもありますけれども、主なところはその辺で、そういった意味で反対したいと思えます。

○議長（高橋愛子君）

ほかに討論ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

先ほどから反対がございますが、今回の補正の中で、これはばらまきだとか選挙というのは個人の思いであり、町民・国民すべからず、子供を持つ親であれば、自分の子供たちが通っておる学校の体育館、施設等の天井等について、何かあったときはいいかなあとか、そういうことであるということで、その予算について緊急性が叫ばれておるにもかかわらず、来年度でもいいじゃないかとか、先送りをするようなことで反対されるというのはちょっと理解に苦しみますし、またマイナンバーについても、国が決めたことで、行政メリットがあるということは、町民・国民にもすべからず、それに対する事務煩雑から解放される部分もあり、それがメリットとなれば、これはそういうことについて大きな意味があると。国も進めておるし、一定の理解が得られておるということで、このマイナンバーをうまく利用しながら行政効率を高めるということが先決であろうと、ですから賛成をしたいと思えます。

○議長（高橋愛子君）

これで討論を終わります。

これから議第56号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。異議がありますので起立によって採決します。
本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立6名)

○議長（高橋愛子君）

起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第57号 平成27年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第57号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第57号 平成27年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第58号 平成27年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第58号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第58号 平成27年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

これから、議第59号 輪之内町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

マイナンバー制度につきまして、先ほどからたびたび申し上げておりますけれども、国民の要望に沿っているものではない、多くの国民に犠牲を押しつけるものだということでもあります。

これは町の独自事業に係るものの条例でありますけれども、この条例がなくても福祉医療は受けられるというのが委員会での答弁でありました。

このマイナンバー制度は、かなり問題が多いものであって、これをいつかは私たちは廃止を求めていかなきゃならないというふうに思っておるわけですので、そのような町民にとって何のメリットもない条例には賛成できません、反対であります。

○議長（高橋愛子君）

ほかに討論ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（高橋愛子君）

これで討論を終わります。

これから議第59号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。異議がありますので起立によって採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立6名）

○議長（高橋愛子君）

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議第60号 輪之内町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（高橋愛子君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第60号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第60号 輪之内町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

これから、議第63号 輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者なし)

○議長（高橋愛子君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第63号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第63号 輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これから、請願第5号 「T P P協定交渉大筋合意に関する国への意見書」の提出を求める請願についての討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者あり)

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

T P Pの協定交渉の大筋合意ということですが、大筋合意したからといってT P Pが発効するわけではないというふうに思っているわけでありまして。

この間の農協の方の説明を聞きましても、T P Pには反対しておるということであり

ました。その辺は評価するものであります。

それで、この3項目の意見が認められたらTPPをやってもいいのかというふうを受け取られるならば、これは反対しなければなりません。この請願の趣旨というのは、TPPには反対であるということをおっしゃられた。ちょっと不十分ではあるんですけども、TPPに反対という趣旨が貫かれておるのであれば、私は賛成してもいいかなというふうに思っているわけでありますので、この文面からだけ見ると、TPP締結後の対応というよりも、もっと情報提供をせよとか、あるいは地域経済に与える影響を分析して、今後のあるべき農家の姿をもっと検討せよと、必要な対策を講じよというようなことになっておまして、それらに対して反対すべきではないというふうに思っているわけで、委員会ではそこまで十分詰められませんけれども、この文面から見て賛成したいというふうに思います。

○議長（高橋愛子君）

ほかに討論ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（高橋愛子君）

これで討論を終わります。

これから請願第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は採択です。本案は、原案のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、請願第5号「TPP協定交渉大筋合意に関する国への意見書」の提出を求める請願については、原案のとおり採択されました。

○議長（高橋愛子君）

日程第4、発議第5号 TPP協定交渉大筋合意に関する国への意見書についてを議題とします。

提案者から趣旨説明を求めます。

森島光明議員。

○8番（森島光明君）

それでは、発案書。

発議第5号 TPP協定交渉大筋合意に関する国への意見書について。TPP協定交渉大筋合意に関する国への意見書についてを次のとおり発案する。平成27年12月11日提出。提出者、輪之内町議会議員 森島光明、賛成者、輪之内町議会議員 北島登、同じ

く 田中政治。輪之内町議会議長 高橋愛子様。

TPP協定交渉大筋合意に関する国への意見書について。

TPP協定交渉の大筋合意内容は農林水産分野の重要5品目のうち、米については、米国及び豪州に対する特別輸入枠の設定や、牛肉・豚肉などにおける段階的な関税削減・撤廃であった。

また、5品目以外の農林水産物は大半が関税撤廃となっており、安価な外国産農産物の輸入が県内農業生産や農村社会に深刻な打撃を与えることは必至であり、生産現場に不安が広がっている。

さらに、情報開示がないまま交渉が進められ合意に至ったことは、誠に遺憾であり、政府は、今回の合意内容と我が国農業に与える影響を精査した上で生産者に対する十分な説明を行うとともに、生産者の不安な声に耳を傾けるべきである。さらに、「再生産」を確実にするため、関連法制度の整備やそれに沿った予算措置など、万全な国内対策の確立が必要である。

よって、国においては、国民に対して詳細な情報提供を行うとともに、地方経済に与える影響を分析し、今後のあるべき農業の姿、構築すべき日本の農業の形を再確認し必要な対策について速やかに検討し、下記事項の実現を強く求める。

1. 米については、輸入米の拡大が主食用米の取引価格に影響が及ばないよう措置を講じること。また、米の需給改善のため主食用米の消費拡大や飼料用米など、非主食用米の利用拡大を図ること。
2. 野菜については、生産性や収益力向上のために万全な生産振興対策を講じること。
3. 畜産については、経営の継続・発展のための環境整備など生産基盤の維持確保が図られる対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成27年12月11日、岐阜県安八郡輪之内町議会。衆議院議長 大島理森様、参議院議長 山崎正昭様、内閣総理大臣 安倍晋三様、農林水産大臣 森山裕様。

以上でございます。

○議長（高橋愛子君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

これは請願と同じですけれども、TPPに反対という文言はありませんが、この精神としてはTPPに反対だということを確認しておきたいと思いますが、それでよろしい

ですか。

○8番（森島光明君）

もちろん、TPPに反対ということでございます。ただ、この承認案も出ていない、また合意内容も十分検証されていないという中で進められているわけで、その前に打つべき手は打っていかなければならないという。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

確認ですけれども、TPPの成文と発効がしないことを望んでいる意見書だということでもいいですね。

この意見書は、TPP妥結を前提にするものでないということを確認しておきたいと思えます、よろしいですね。

○8番（森島光明君）

はい、そういうことでございます。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

2番 古田東一君。

○2番（古田東一君）

私は、この提出書の宛先者の名前の順番ですけれども、こういう順番でよろしいのでしょうかということですが。失礼に当たらないのかしらんと思うだけです。総理大臣が3番、その次が農林水産大臣、これ、順番がこういうふうで失礼にならないのでしょうかと思うんですが、その点についてお答えください。

○8番（森島光明君）

これは請願書からこのように出ておったので、順番についてはこだわるわけございません。修正が必要なら修正。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

意見書の関係ですが、そのTPPに反対という意見書ではないと。これは大筋合意をされたことによって、それによる弊害を避けたいかと、避けてほしいという趣旨のものでありますので、TPP反対ならTPP反対だけでやってもらわんといいかと思えますが。

○8番（森島光明君）

もともとTPP反対で前に出しておりますので。

(挙手する者あり)

○議長（高橋愛子君）

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

今回の件は、そのTPP反対の延長線上にあるものか、国がTPPの大筋合意に向けて動いたので、それに対する弊害がないように、農家に対する不安を払拭するために出すものであるかどうかということをはっきりしないと、TPP反対ですよというのは、ちょっと今の段階では違うんじゃないですか。

○8番（森島光明君）

もともとTPPは反対でこれは動いてきたわけで、その承認をさせてはいけないということで、こういう対策というか、お願いしておるわけで。

(挙手する者あり)

○議長（高橋愛子君）

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

ちょっと今、私は賛成者の一人ですが、意見が違うんですが、それは以前は反対であっても、その流れの中で国が大筋合意に達したという中で、今回の意見書を影響がないようにということを出しておるものであって、私も賛成するとは言っておりませんが、けど、大筋合意という部分、要するにそのとおりなんですね、はっきり言って。大筋合意を受けて云々という請願が出たと、それに向けて意見書を出すんだと。ですから、もうその賛成、反対というのは前の……、そんなもんならやめてもらいたいわ。そういう意見、反対者に言うてもらわないかん。

○8番（森島光明君）

根底は、最初、前にも出ましたように、TPP反対は出ております。

(発言する者あり)

○8番（森島光明君）

だから、大筋合意に関して、こういう前へ、まだ十分検証がないままに進んでいるという中で、こういう意見書というのか、3つの項目に対して出しておるわけでございます。

○議長（高橋愛子君）

暫時休憩します。

(午後0時25分 休憩)

(午後0時27分 再開)

○議長（高橋愛子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者なし)

○議長（高橋愛子君）

これで質疑を終わります。

これから、発議第5号 TPP協定交渉大筋合意に関する国への意見書についての討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者あり)

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今、提案者のほうから回答があったにもかかわらず、共同提案者のほうからそれに対する異論が出された、これではちょっと趣旨が曖昧でわからない。この発案の意義が全く不明確であります。このようなものには賛成できません。

○議長（高橋愛子君）

ほかに討論ありませんか。

(挙手する者なし)

○議長（高橋愛子君）

これで討論を終わります。

これから発議第5号を採決します。

異議がありますので起立によって採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立6名)

○議長（高橋愛子君）

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり採択されました。

○議長（高橋愛子君）

お諮りします。

次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に付託し、閉会中の継続調査にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

お諮りします。

総務産業建設・文教厚生各常任委員会所管事務の調査については、閉会中も継続調査・研究することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

○議長（高橋愛子君）

これで本日の日程は全部終了しました。平成27年第4回定例輪之内町議会を閉会します。

8日間にわたり熱心に審議され、全議案を議了し、無事閉会の運びとなりましたことに対し、厚く御礼申し上げます。大変御苦労さまでした。

(午後0時30分 閉会)

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成27年12月11日

輪之内町議会 議長 高橋 愛子

署名議員 森島 正司

署名議員 田中 政治